

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 努

1 日時

平成 28 年 11 月 9 日（水曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 50 分散会

（うち休憩 午前 10 時 56 分～午前 10 時 59 分、午前 11 時 28 分～午前 11 時 29 分、
午前 11 時 49 分～午後 0 時 59 分、午後 2 時 2 分～午後 2 時 4 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

佐々木努委員長、佐々木朋和副委員長、関根敏伸委員、阿部盛重委員、工藤勝子委員、
福井せいじ委員、千葉絢子委員、五日市王委員、千田美津子委員

4 欠席委員

木村幸弘委員

5 事務局職員

菊池担当書記、遠藤担当書記、谷藤併任書記、菊池併任書記、千葉併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

津軽石環境生活部長、熊谷副部長兼環境生活企画室長、
松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、千葉若者女性協働推進室長、
田中参事兼県民くらしの安全課総括課長、黒田環境生活企画室企画課長、
小野寺環境保全課総括課長、小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
田村資源循環推進課総括課長、清水自然保護課総括課長、
高橋県民くらしの安全課食の安全安心課長、
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、
菊池県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、
中里若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
吉田若者女性協働推進室NPO・文化国際課長

(2) 保健福祉部

佐々木保健福祉部長、細川副部長兼保健福祉企画室長、
野原副部長兼医療政策室長、菅原医務担当技監、佐野医師支援推進室長、
伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長、小川保健福祉企画室企画課長、
藤原健康国保課総括課長、渡辺地域福祉課総括課長、近藤長寿社会課総括課長、
後藤子ども子育て支援課総括課長、鈴木医療政策室医務課長、

高橋医療政策室地域医療推進課長、赤坂医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第14号 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第24号 地域の実情に応じた運用を認める「民泊」制度の法制化に係る国への意見書提出を求める請願

イ 受理番号第25号 早池峰国定公園の保護を更に強化していただきたい請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第2号 平成28年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第15号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第26号 福祉灯油の継続を求める請願

イ 受理番号第27号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

(3) その他

9 議事の内容

○佐々木努委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

木村幸弘委員は入院加療のため欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第4款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷副部長兼環境生活企画室長 補正予算の説明に先立ちまして、今回の台風第10号に伴う11月7日現在の環境生活部関係の被害状況及び復旧、対応状況について御報告いたします。

お手元に配付してございます環境福祉委員会資料ナンバー1、平成28年8月30日台風

10号に伴う被害報告及び対応状況をごらんいただきたいと存じます。

まず、環境生活部関連施設の被害額でございますが、資料の3ページをお開き願います。関連施設における被害額という表がございますが、総額で23億2,498万円となっております。内訳は、水道施設が22億9,156万円、衛生施設が1,642万円、自然公園施設が1,700万円となっております。

資料の1ページにお戻りいただきまして、ライフライン等の復旧状況についてでございます。水道施設は、10月8日に岩泉町の応急復旧が完了したことを最後に、被害のあった全市町村で応急的な復旧が完了してございます。また、ごみ処理施設などの衛生施設や自然公園施設でも、応急的な復旧または措置が済んでいるところでありまして、電力関係では、一部避難世帯を除く全戸で停電が解消されているところでございます。

資料の2ページをごらん願います。廃棄物処理関係につきましては、特に被害の大きかった岩泉町に職員2名を派遣するとともに、災害廃棄物に係る処理指針を策定し、災害廃棄物等処理に係る国庫補助の拡充等について国への要望を行ったところでございます。また、食品衛生対策関係につきましては、保健所職員による避難所等での食中毒対策の指導や、被災店舗の営業再開時における施設の消毒等の衛生指導を行ったところであります。また、愛玩動物の対応関係につきましては、県と一般社団法人岩手県獣医師会等とで岩手県災害時動物救護本部を設置いたしまして、ペットフード等の物資提供や被災者からの動物の一時預かりなどを行ったところでございます。

資料の3ページをごらん願います。男女共同参画関係につきましては、平成23年の東日本大震災津波の教訓を踏まえ、現地を訪問して避難所の運営状況を確認するとともに、岩手県男女共同参画センターでの相談受け付けに係る周知を行ったところでございます。

今後も水道施設等の早期の本格的な復旧を目指し、関係市町村等と連携して取り組むとともに、災害廃棄物につきましても早期に処理できるよう取り組んでまいります。

以上で、台風第10号災害に伴う環境生活部関係の被害状況及び復旧、対応状況についての報告を終わります。

続きまして、環境生活部の補正予算につきまして御説明申し上げます。お手元の議案(その1)の4ページをごらん願います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)のうち、環境生活部の補正予算額は、4款衛生費、2項環境衛生費の4億9,638万6,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略いたしまして、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の38ページをごらん願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。右側の説明欄に記載しております管理運営費につきましては、台風第10号等災害対応分でございます。災害廃棄物の早期処理や水道施設復旧に向けた被災市町村の支援及び避難所等にいる愛玩動物の巡回監視に要する経費について補正

しようとするものでございます。

再生可能エネルギー設備導入等推進基金積立金につきましては、再生可能エネルギー設備導入等推進基金を充当して実施した補助事業のうち、平成 27 年度に繰り越し実施した事業費が確定したことから、残額を基金に編入するための経費について補正しようとするものでございます。

環境保全基金積立金につきましては、産業廃棄物税等を財源とする循環型地域社会形成推進事業費の前年度実績確定に伴い生じた産業廃棄物税の前年度の税収の事業未充当分を、同基金に積み立てようとするものでございます。

次に、5 目自然保護費であります。自然公園等保護管理費につきましては、平成 28 年 5 月の大雨の影響による早池峰山登山道の一部崩落を受け、登山道の再開検討及び周辺地域の自然環境の保全に要する経費について補正しようとするものでございます。

自然公園施設整備事業費につきましては、国の経済対策対応分でございますが、国立公園満喫プロジェクトのモデル事業実施公園に選定された十和田八幡平国立公園の魅力向上と利用拡大を図るため、公園内の施設整備等に要する経費について補正しようとするものでございます。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝子委員 ただいま説明のありました台風第 10 号関係の災害廃棄物についてお尋ねします。現在、宮古市では 7,500 トン、久慈市では 1 万 6,000 トン、岩泉町では 1 万 3,000 トンの廃棄物がそれぞれ仮置き場に置かれております。岩手県では 2 年以内の処理を目指すということですが、東日本大震災津波のときもそうであったように、これを 2 年と言わず、早目に処理することによって生活の再建が進むのではないかと考えております。岩泉町では処理に多額の費用がかかるため、何とか県にさまざまな形で支援してもらえないかというような話も聞いているところであります。

それで、2 年以内の処理という見通しについては、実際その程度の時間がかかるのでしょうか。また、この処理については運搬費もかかるわけですし、例えばもう少し民間にお願いすることはできないのでしょうか。それから、他の市町村にも焼却処理をお願いすることですけれども、その辺の計画はどうなっているのか伺います。

○田村資源循環推進課総括課長 台風第 10 号関係の災害廃棄物処理につきましては、1 年から 2 年ということで、被災 3 市町とともに当面の処理の指針を示しておりますけれども、可能な限り早期の処理を図っていくこととしております。まず生活圏からの撤去につきましては、3 カ月をめどに仮置き場へ搬出することとしておりまして、そこから 1 年から 2 年かけて、埋め立てなどの最終処分を完了させる計画でございますが、分別等についてはもちろん、分別後の焼却処理等についても、一部については民間の力をかりなければなりません。また、これまで産業廃棄物は広域的に処理しておりますけれども、実は現在、

施設の改良工事に伴い処理能力がやや減少しており、その状況がもう少し続くこともあり
ますので、県といたしましても、さまざまな形で広域的処理の調整等を行いまして、でき
るだけ早期の処理が可能となるよう支援してまいりたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 岩泉町では沢沿いの集落が被害を受けまして、道路の復旧等も進んでい
ると思いますが、まだ集落に災害廃棄物が残されていたり、今後解体等が進む中で新た
な災害廃棄物が発生し、先ほど述べられた量よりも多くなる可能性があるのではないかと
思っておりますが、その辺の見通しはどうなっているのですか。

それから、先ほどお話ししましたように、岩泉町では今回の災害によって非常に大きな
財源が必要となるわけですが、県による支援についての考えをお伺いします。

○**田村資源循環推進課総括課長** まず、災害廃棄物の今後の見込みにつきまして、先ほど
お話のありましたように、宮古市の7,500トン、久慈市の1万6,000トン、岩泉町の1万
3,000トンの災害廃棄物は、現在仮置き場に保管されている状況でございますが、もちろ
んこの中には解体による廃棄物や流木、土砂等は含まれておりませんので、今後解体等
により災害廃棄物がふえてくるということは十分考えられます。解体につきましては、所有
者の意思もありますので、今後どういう割合で発生するのかは今のところ不明でございま
す。ただ、久慈市と宮古市では片づけがほぼ終了している状況でございますが、岩泉町で
は一部地域でなかなか進んでいないところもございまして、8割程度と聞いておりますの
で、これらの廃棄物や解体等による廃棄物を含めると、現在よりも多く出てくることは
間違いございません。

また、財源のことでございますけれども、現在、国の補助事業である災害廃棄物処理事
業は2分の1補助となっており、その補助の裏の約8割が交付税措置されますので、市町
村の持ち出しは1割ということになっております。これはある程度手厚い補助ではないか
と思っておりますが、県単独での支援については今のところは予定しておりません。

○**工藤勝子委員** 財源についても一度確認します。交付税で8割が交付されるというこ
とは、残りの2割はそれぞれの市、町で負担するという考え方になるでしょうか。

○**田村資源循環推進課総括課長** 2分の1の国庫補助の残り5割のうちの8割ですので、
全体では9割が国の財源によるものとなりまして、市町村の負担は1割ということになり
ます。ただ、今回、岩泉町と宮古市と久慈市につきましては局地激甚災害の指定を受けて
おりますので、一定の要件を満たした場合には、最終的には最大で95.7%まで国による財
政措置が可能となっているところでございます。

○**工藤勝子委員** それでは、被災市町の負担はかなり軽減されるということで、そのこと
は各被災市町でもわかっていることなのですね。しかしわからない部分もあるというこ
とで、ぜひきょうの委員会で財源の話をしていただきたいという話も出てまいりましたので、
その辺の情報をしっかりと伝えることも必要ではないかと思うところであります。

これから災害廃棄物の分別も始まるわけですし、東日本大震災津波同様、その中にはさ
まざまなものが含まれていると思っておりますけれども、仮置き場には、子供たちなどが立ち入

ることができないような措置が講じられていて、安全性が確保されているのかどうかお聞きします。

○**田村資源循環推進課総括課長** 仮置き場につきましては、広域振興局等でもきちんと監視等を行っておりますし、もちろん市町村にも、生活安全上支障がないような形で保管するという点については伝えておりますし、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 2年もの年月をかけずに、できるだけ早目に災害廃棄物が処理されるように、県のほうでもぜひ特段の御配慮をお願いしたいと思っております。

もう一点、私の地元の早池峰山についてお伺いします。今回、請願も出されております。早池峰山の自然を守る上で非常に大事なことだと思っておりますが、早池峰山には既にニホンジカが出現しておりますし、東北森林管理署ではさまざまな調査を通じて鹿のふんなどを確認しているところであります。そうすると、希少なハヤチネウスユキソウやナンブトラノオなどの高山植物が根こそぎなくなってしまう可能性もあるわけです。

それはそれとして、崩落した一部の登山道の復旧のため、自然公園等保護管費74万4,000円の増額補正がなされるとのことなのですけれども、その程度の予算で復旧できるものなのでしょうか。災害復旧は原状回復が基本であるわけですけれども、どの程度の規模の崩落があって、登山者が安心して登山できるようになるまでどの程度かかるのか。これから冬場に入るわけですけれども、今後の見通しについてお伺いします。

○**清水自然保護課総括課長** 早池峰山の河原の坊コース登山道につきましては、5月末の大雨による土砂等の崩落により、大体100メートル前後の幅で崩落いたしました。来年度はドローンを活用し、上空からコースの再開に向けた本格的な調査を行うのですが、今回の補正予算では、その事前調査ということで、測定場所や測定方法等の確認をするための調査費を盛り込んでいるものでございます。

コースの再開に向けては、今年度末関係者、関係市町村等が集まりまして、今年度岩手大学の先生に依頼した地質調査の報告も踏まえた検討会議を開催する予定であります。

○**工藤勝子委員** 非常に貴重な山でありまして、登山者も多く訪れますので、安全性確保の面からも、一日も早く崩壊箇所を復旧していただくようよろしくお願いいたします。

○**千田美津子委員** 私からは3点お聞きしたいと思っております。

まず1点目は、ただいまの工藤勝子委員の質問にも関連して災害廃棄物処理についてですが、東日本大震災津波の際にも広域的に処理した経緯がありますので、調整についてはこれからなのかと思っておりますけれども、私は広域の市町村の協力を得るという点で、やはりこれらも同時に進める必要があるのではないかと思いますので、その点お伺いしたいと思います。

○**田村資源循環推進課総括課長** 広域処理の調整につきましては、先ほど少し説明させていただいたとおり、現在宮古地区では産業廃棄物を広域行政組合の焼却施設で処理しているのですけれども、焼却施設が改良工事中ということもありまして、この上さらに災害廃

棄物を処理することが困難な状況でございます。このため、県では現在その他の市町村の余力等を調査しておりまして、今後は実際の災害廃棄物処理のスケジュール等を確認しながら、広域処理の調整を行っていきたいと考えております。

○千田美津子委員 東日本大震災津波の際は、他の市町村が頑張って処理を行ったわけで、とある市町村の担当者と話をしたところ、やはり今回もやらなければならないのだろうという思いがあるようでしたので、ぜひ遠慮せずと言うとおかしいですけども、広域処理について進めていただきたいと思いますので、もう一度お伺いします。

○田村資源循環推進課総括課長 東日本大震災津波の際は、県外まで含めての広域処理ということで、国の調整等により行われたところでございますが、今回の場合はある程度狭い範囲での処理が可能ではないかということで、市町村の余力や分別が困難な種類の廃棄物等については、市町村によって違うということもございまして、どういう範囲であれば可能なのかということを含めて調整させていただきたいと思っておりますし、もちろん民間施設の活用ということも入ってくるかと思っております。あとは市町村の経費をできるだけ抑えるということで、遠隔地での処理の場合は収集運搬経費がかかるというような経費的な面も考えまして、広域調整をさせていただきたいと考えております。

○千田美津子委員 引き続きよろしくお伺いいたします。

2点目は、環境衛生総務費の環境保全基金積立金についてです。先ほど、循環型地域社会形成推進事業の余ったお金を積み立てるという御説明がありましたが、まずこの基金の現在の積立金の総額についてお伺いいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 現在の残高が1億6,000万円ほどになっておりまして、今回積み立てをいたしますと、取り崩しをして、さらに積み立てをするということで、差し引き約1億1,000万円ほどの残額となる予定でございます。

○千田美津子委員 目的は循環型地域社会の形成にかかわる事業の推進ということだと思いますが、例えば今後岩手県において、この基金を利用してどのような事業を行おうとしているのか。やはり地球温暖化のことを考えますと、これらをため込んでおくだけでなく、現在可能な取り組みをもう少し促進することが私は非常に大事なことだと思うのです。そのような作戦についてはどのように考えておられるか、その点お伺いいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 環境保全基金の用途につきまして、この基金は産業廃棄物税等を原資として循環型形成推進事業を行い、その残ったものを積み立てていくという仕組みになっておりますけれども、毎年度税収が変動するということもございまして、支出のほうも実はゼロエミッションの補助事業に充てているものが多く、先駆的な事業については年度間で変動がございまして、事業費にも変動があることから、今回のように積み立てが起こる年もございまして、逆に足りなくなった場合には取り崩しを行って事業を行っているという状況でございます。よって、毎年度積み立てているということではなくて、税収と事業費の変動により、取り崩したり積み立てたりしているということでございますけれども、もちろんゼロエミッションを推進するために、その補助事業だけではなく、県

が行う事業につきましても、できるだけ活用して事業を進めたいと考えているところでございます。

○千田美津子委員 わかりました。ある意味、原資が決まっているので使い道も狭い範囲になるのだらうと思います。ただ、先ほど私が言いましたように、地球温暖化対策や岩手県環境基本計画等を推進するためには、市町村と一緒に計画を前に進める必要があるのですけれども、岩手県としてはどのように進めていくのか、その基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 地球温暖化対策の推進につきましては、昨年度末に岩手県地球温暖化対策実行計画を改定いたしまして、さらに温暖化防止いわて県民会議を中心に、県民及び県内事業者の省エネ、再エネ行動を促進するための取り組みを行っております。また、再生可能エネルギーの導入推進等も掲げておりまして、トータルで地球温暖化対策を進めていこうと考えているところでございます。

○千田美津子委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは3点目、環境保全という全体にかかわる問題なのですけれども、いわて第2グリーンセンターの排ガス測定値の不正操作問題について、これは本当に県としても県民の信頼を損なう大きな問題であったと思いますので、その後の対応について、フォローの現状や実態も含めて御説明をいただきたいと思います。

○田村資源循環推進課総括課長 いわて第2グリーンセンターの排ガス測定値の不正操作事案のその後でございますけれども、操業再開後は県のほうでもモニタリングの回数を月2回にふやし、改善状況を毎月2回確認しているところでございます。8月以降は、8月23日、9月8日、9月27日、10月7日、10月28日、11月8日、11月22日とモニタリングを予定しております。どういふことを確認しているのかといいますと、いわて第2グリーンセンター側から改善計画を提出させまして、例えば8月に運転管理部を新設する際は、8月23日のモニタリングのときにその新設を確認するなど、改善状況を確認しております。また、社内コミュニケーションの改善や情報共有等、ソフト面での改善も6月22日から実施しており、このことを7月19日に確認するなど、改善計画に照らし合わせてその進捗度合いを確認しております。また、今後ハード面の改善等も予定されておりまして、例えば遠隔監視システムの導入なども開始すると聞いておりますので、こちらについても確認していくことを予定しております。

○佐々木努委員長 千田美津子委員に申し上げます。この後、この際場で発言の機会もありますので、それを考慮して質問していただきたいと思います。

○千田美津子委員 簡潔に行いますので、お願ひいたします。それぞれの改善計画に沿って確認をされることは当然大事なのですけれども、私はやはりこれだけの信頼を失墜する事案が起こったときに、まとまった監査的なものの実施が必要だと思うわけですが、今後そのような予定があるかどうか質問をいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 まとまった監査というところが私には理解できていな

いかかもしれませんが、これまではある程度技術的な点についてモニタリングを行ってきたところであり、現在は技術的なところだけではなくて、いわゆるコンプライアンス違反というようなところも含めて、これまで以上にもっと踏み込んだ監視をしておりますし、今後も当面は続けていくということでございます。

○阿部盛重委員 2点、簡潔に御質問します。先ほど工藤委員のほうから御質問がありましたけれども、早池峰山の登山道の復旧見込みについて、登山愛好家が非常に多く、いつぐらいになるのだという話がありますことから、その状況を詳しく教えていただきたいということと、十和田八幡平国立公園内の施設整備の状況に関して、施設の内容等についてある程度具体的な進捗があるか教えていただければと思います。

○清水自然保護課総括課長 まず、1点目の早池峰山の登山道の再開につきましては、崩落は自然現象によって引き起こされたものですので、土砂の状態がある程度落ち着くまで一定期間を要すると思われ、なかなか再開のめどが立たないのではないかと考えております。今年度に地質調査等を行った上で、来年度はドローンによる空撮を行いまして、今年度末に設置する関係市町村、関係団体から成る検討会議において、登山道を再開する場合のルートの特検等について検討いたしまして、来年度中には再開に向けためどを立てたいと考えておりますが、再開時期につきましては、早くても一、二年先になるのではないかと考えておるところでございます。

それから、2点目の十和田八幡平国立公園に関する補正予算につきましては、十和田八幡平国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクト事業において、先行的、集中的に取り組む八つの国立公園のうちの一つとして全国32カ所の国立公園の中から指定されたことに伴うものでございます。事業の内容としては、八幡平頂上にあります登山道の木歩道の整備や展望デッキの整備、案内標識板等の設置のほか、岩手山の山小屋につきましては、火山防災対策の面から屋根の上にアラミド繊維のシートを張りつける作業を盛り込んでおります。また、八幡平頂上の見返り峠駐車場の旧レストハウスにつきましては、八幡平市観光協会の所有であります。地下部分の撤去がまだ済んでおりませんので、これに対して6,500万円の補助金を交付し、残りについても、環境省の自然環境整備交付金の対象となり、事業費の2分の1が補助金として県に一旦入りますので、こちらに対する補助を考えているところでございます。

○佐々木努委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 1 ページ及びお手元に配付しております環境福祉委員会資料ナンバー 2 をごらん願います。こちらの資料に基づいて説明させていただきます。

まず、改正の趣旨についてでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、条例案の内容でございますが、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、条例第 82 条第 3 項で引用しております同法第 20 条の 3 第 1 項を、第 21 条第 1 項に改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上が説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 24 号 地域の実情に応じた運用を認める「民泊」制度の法制化に係る国への意見書提出を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長 地域の実情に応じた運用を認める「民泊」制度の法制化に係る国への意見書提出を求める請願について、参考説明させていただきます。

その前に、恐縮ではございますが、配付しております資料に印刷漏れがありましたので、資料を差しかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長 それでは、ただいま配付いたしました説明資料をごらんいただきたいと思います。

まず、経緯でございますが、ことしの6月、規制改革に関して平成28年度中に法案提出をするという閣議決定がなされまして、その後、厚生労働省及び国土交通省が設置した「民泊サービス」のあり方に関する検討会の最終報告書が公表されております。

この報告書の概要でございますが、民泊の健全な普及等を制度の目的としてございます。

次に、この制度でいう民泊とは、住宅を活用した宿泊の提供という位置づけで、一定の要件の範囲内で、有償かつ反復継続するものとしてございます。

制度の枠組みでございますけれども、ホームステイのような家主居住型と、空きマンションを提供するような家主不在型に区分してございまして、家主不在型の場合には管理者を置くこととし、住宅提供者については届け出制、管理者や仲介事業者については登録制とするなどの規制を課すこととしております。

法体系といたしましては、住宅を活用した宿泊サービスということで、既存の旅館業法とは別の法制度として整備することとしております。ここで、既存の旅館業の施設とは異なる住宅として扱える一定の要件ということでございますが、半年未満、180日以下の範囲内で年間提供日数の上限を設けることとしてございます。

2ページ目をごらん願います。「民泊サービス」のあり方に関する検討会で出された主な意見でございますけれども、旅館、ホテル業界からは、年間営業日数を30日以内に制限すべきであるというような意見が出されておりますし、一方、マンション経営者の団体からは、営業日数が半年未満では採算がとれないことから、日数制限には反対であるという意見が出されております。

次に、旅館業法等による旅館営業の規制につきましては、現在宿泊料を得て営業する場合には旅館業法の許可が必要でございまして、施設の構造基準や衛生措置基準等の旅館業法による規制のほか、建築基準法や消防法によっても規制されているところでありますが、新たな民泊制度では、この旅館業法等による規制を受けないということになります。

次に、民泊に係る参考事例についてでございますけれども、京都市による民泊施設実態調査によりますと、管理者が不明であったり、騒音等のトラブルが発生するなど、違法な営業が行われている実態があるということでございます。また、東京都新宿区等では、見知らぬ外国人が出入りして不安であるとか、騒音が絶えない、管理組合の規定に違反している、ごみ出し等の生活ルール違反があるというような相談事例があると報告されております。一方、東京都大田区や大阪府では、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業による民泊ということで、旅館業法の適用を受けない民泊を導入しております。中でも羽田空港のある大田区では、訪日外国人客が滞在できる環境を整備して、地域経済の活性化や、

観光、国際都市の推進につなげるということで、自治体として積極的に民泊導入に取り組んでいるということでございます。

以上で参考説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木朋和委員 それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、資料の2の旅行業法等による旅館営業の規制について、新たな民泊制度では旅館業法等による規制を受けないという説明がありましたが、建築基準法、消防法による規制は受けるのでしょうか。

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長 旅館業法等による旅館営業に対しては、消防法、建築法の規制はあるのですが、今回の民泊の場合にはまだはっきりとは決まっておられません。ただ、一般の住宅やアパートなどの共同住宅では、それに係る建築法や消防法上の規制を受けますので、その差は出てくるものでございます。

それから、旅館業法等による旅館営業の場合は、建築基準法上、住居専用地区には建築できませんが、今回の民泊の場合はあくまでも住宅でございまして、その規制は基本的には受けません。ただ、「民泊サービス」のあり方に関する検討会の中では、地域の状況に応じて規制することも可能というような考え方が示されているところでございます。

○佐々木朋和委員 報道等によりますと、今懸念されているのは家主不在型の民泊、しかも外国人への対応ということだと思っておりますけれども、本県においては、例えばグリーンツーリズムやブルーツーリズムで修学旅行生等を受け入れるなど、家主居住型の民泊を実施しているところも多くあると思っております。その中には研修ということでも、規制を受けずに運用して、地域おこしに取り組んでいるところもあると思っておりますが、このように現在県内で民泊を実施しているところが、法制化によりどのような影響を受けるのかということについてお聞きしたいと思います。

もう一つは、広い岩手県には旅館やホテルの不足地域もあると思われ、そのような地域ではやはり民泊のニーズがあるでしょうが、十分に旅館施設がある地域ではそうではないというように、地域によってニーズの濃淡もあると思っております。そのような中で、県内でも特区的な運用等ができるものなのか、現在の議論の流れを教えてくださいたいと思います。

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長 まず、グリーンツーリズム等への影響でございますけれども、基本的には宿泊料ではなく体験料という形で費用を受け取り実施しているということで、旅館業法の適用外であるとして運用しております。よって、今後の法制化に伴い新たな民泊制度が適用されますと、宿泊料としても受け取れるし、宿泊提供だけを行って、体験については別な場所というようなパターンのグリーンツーリズム等も可能となり、そういった意味では、直接的な影響というものは特にないかと思われまして。

また、県内の地域によって規制の適用を変えられるかということにつきましては、確かに宿泊施設の少ない地域については民泊の需要はあると思われまして、民泊やホームステイ型など、先ほど申し上げたように宿泊料をきちんと受け取って観光客等を宿泊させる

ということが可能になると思うのですけれども、どのような地域についてどのような単位で規制できるかというところにつきましては、国の考え方がまだ示されていないところで、私どもも余り情報がないところでございます。

○佐々木朋和委員 グリーンツーリズム等への影響については、しっかりと宿泊料を受け取れるようになるからプラスではないかというお話もありましたが、従来は、本当に普通の民家で体験としてのグリーンツーリズム等を行っていたと思うのです。このため、新たに民泊としてお金を取って実施するか、しないのかを選択できるならばいいのですけれども、法制化によって、グリーンツーリズムについても必ず民泊として登録した上で実施しなければならないとか、民泊として許可を受ける上で新たな設備投資をしなければならないというようなことはないのでしょうか。

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長 基本的な衛生面の確保について配慮すべきであるというような意見等はあるのですけれども、具体的にどのような措置が必要であるかということは示されておりませんので、新たな民泊制度における設備投資等についてはわからないところですが、基本的には住宅や空き家など、一般の住宅への宿泊を提供するというサービスでございますので、新たな民泊制度の法制化に伴い施設的に拠出するようなものは、基本的にはないのではないかと考えております。

○佐々木朋和委員 それでは、要は今までは民泊ではなく体験ということで、そこで料理をつくって子供たちに提供したりしていたわけですけれども、これが今後民泊となったときに、料理の提供について保健所等の規制を受けたり、調理師免許が必要になったりするようなことはないのですか。

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長 体験ということで一緒に料理をするならば、今までと変わらず、衛生面での保健所等の規制はないと思いますが、仮に不特定多数の方に料理を提供するということになれば、食品衛生法上の許可等が必要な場合も出てくるかと思えます。この辺のことについて、どのような形で行われるかということについては、まだ明確には示されていないところでございます。

○福井せいじ委員 今の質疑を聞いていると、さまざまなことが明確になっていない形で法制化が進んでいるわけでありまして、そのような中でお聞きするものかどうかと思えますが、まず一つは、今後県内において住宅提供者の届け出はどの程度見込まれるのか、あるいは逆に利用者がどれだけ出てくるのか、これらの目途についてもし推定しているのであれば教えていただきたい。また、既存の旅館やホテル業者がどのような影響を受けるかということ想定しなければ、やはり適切な対応がとれないのではないかとと思えますので、このことについてどう捉まえているかを教えていただきたいと思えます。

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長 まず、需要と供給の見込みにつきましては、正直なところそのような実態把握等はしておりません。

さらに、既存の旅館やホテル業者への影響につきましては、先ほど申し上げたように、旅館業法による構造や衛生措置基準が適用されないということですし、建築基準法や消防

法についても一般の住宅や共同住宅の規制が適用されるということもございまして、そのような意味では、民泊においてはかなり低廉な料金で宿泊が提供されるということがございますが、旅行者には、一般の旅館に泊まりたいという方もあれば、安いところであればむしろ民泊のほうがいいという方もおり、ニーズはそれぞれ異なるものだと思います。よって、確かに旅館業等への影響は少なからずあると思いますが、どのような影響が起きるかということまでは、まだ把握してないところでございます。

○**福井せいじ委員** わかりました。なかなかまだ想定できない、あるいは把握できない部分はあるかと思いますが、このような民泊制度の法制化というものは、ある意味インバウンドの増加やこれからの観光業の推進における一つの制度化であると思います。制度の管理や衛生面での安全、安心の維持という点からは環境生活部の取り組みが必要でしょうし、マーケティングの推進という意味では商工労働観光部の取り組みも必要でしょうから、環境生活部と商工労働観光部とで互いに連携し、ぜひとも既存の旅館業等への影響等も勘案しながら、対応を進めていっていただきたいと思います。これは要望としてお話しします。

○**佐々木努委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木努委員長** ほかになければ本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木努委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木努委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定しました請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますが、平成28年7月6日付で国に対して提出した民泊のあり方に関する意見書に同趣旨の請願事項が含まれているところであります。

参考までに、当該意見書をお配りいたしますので、ごらんいただきたいと思います。

〔意見書配付〕

○**佐々木努委員長** 参考までに申し上げますが、昭和59年1月20日の議会運営委員会決定による意見書・決議に関する発議案の提出についての申し合わせによれば、意見書、決議に関する発議案の提出について、おおむね1年以内に提出した同趣旨の内容は、避けるものとするかとされているところであります。

なお、この申し合わせは、議員の発議権を制限するものではありませんが、当委員会として今定例会における意見書の発議については、いかがいたしましょうか。

〔「発議しない」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木努委員長** 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 それでは、再開いたします。

発議しないという御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、よって意見書を発議しないことと決定いたしました。

次に、受理番号第 25 号早池峰国定公園の保護を更に強化していただきたい請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○清水自然保護課総括課長 受理番号第 25 号早池峰特定公園の保護を更に強化していただきたい請願につきまして御説明いたします。環境福祉委員会資料ナンバー 4 の 1 ページをごらん願います。

1 の国定公園計画についてであります。国立公園と国定公園の指定はともに環境大臣が指定するものですが、国定公園は、環境大臣が関係都道府県の申し出により指定するものです。

公園計画とは、公園の保護と適正な利用を行うため、公園ごとに定められる計画でありまして、国立公園につきましては、国立公園の公園計画等の見直し要領によりおおむね 5 年ごとに再検討または点検を行うこととされておりますが、国定公園については、特に定めがないものであります。

地域区分につきましては、行為規制に関して、許可が必要な特別地域と事前届で済む普通地域とに大きく区分されております。特別地域につきましては、極めて限定された行為のみ許可される特別保護地区から、順次規制の緩い第 1 種から第 3 種までの特別地域に区分されるものでありまして、ごらんの表のとおりの内容となっております。

次に、2 の早池峰国定公園の指定についてであります。早池峰山とその周辺地域は高山植物の宝庫であり、すぐれた自然景観を有していることから、昭和 57 年に国定公園に指定されたものであります。

また、参考にありますとおり、指定に先立つ自然環境保全審議会からの答申では、今後における公園計画の再検討に当たっては、将来当該地域の保護がさらに強化されるよう配慮されたいとの意見が付されております。

次に、3 の早池峰国定公園の公園計画書についてであります。①の基本方針につきましては、保護の方針としては全域を特別地域とすること、利用の方針としては登山利用を主たる利用目的とすること等々が記されております。また、2 ページに参りまして、②の保護計画につきましては、保護規制計画として、全域を特別地域として風致景観の維持を図るとされております。

早池峰国定公園の具体的な地域区分状況につきましては、3 ページにあります地域区分図をごらんいただきたいと思います。早池峰山の稜線部と薬師岳の山頂部分が特別保護地区に指定されており、黄色で表示しております。それを取り巻く形で、ピンク色の第 1 種

特別地域、青色の第2種特別地域、薄緑色の第3種特別地域に指定されております。

2ページにお戻りください。4の早池峰国定公園の保護の取り組み状況についてであります。自然公園法による各種許可等の法的規制のほか、自然環境保護のためのさまざまな取り組みを行っております。

まず、県では(1)のとおり自然公園保護管理員を配置するとともに、(2)のとおり早池峰地域保全対策事業推進協議会を設置し、各種保全活動を実施しております。

アの高山植物保護対策につきましては、盗採対策として、自然公園保護管理員やグリーンボランティア、警察等による登山客のマナー向上や監視活動、盗採パトロールを行うとともに、鹿の食害対策などにも取り組んでおります。

イの県道紫波江繋線の自動車利用適正化対策につきましては、6月から8月までの利用集中期の土日祝日に一般車両の交通規制を実施し、シャトルバスを運行しております。

ウの山頂避難小屋トイレ対策につきましては、山頂周辺の環境対策として、かつてはボランティア等によるし尿の担ぎおろしを行っていましたが、平成25年度からは携帯トイレ専用といたしまして、現在も携帯トイレの普及啓発活動を行っているところであります。

また、(3)のとおり、鹿による食害から高山植物を守るための鹿個体数低減に向けた取り組みとして、県では市町村や県猟友会、東北森林管理局等と調整を図りまして、有害捕獲鳥獣保護区等の区域見直しや、早池峰周辺地域シカ監視員の配置による生息状況調査などに取り組んでおります。

また、(4)のとおり、現在閉鎖中の河原の坊コース登山道の再開に向けた取り組みを進めているところでございます。

なお、この公園計画の再検討につきましては、関係自治体や土地所有者である東北森林管理局等からはその必要性の認識を示されていないところであり、また保護対策については、早池峰地域保全対策事業推進協議会において保護施策の充実にに向けたさまざまな取り組みを推進しているところであります。

以上で参考説明を終わります。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続審査」「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 本請願については、継続審査と採択の御意見がありますので、まず継続審査について採択を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において本請願に対する取り扱いを決定いたします。

本請願については、委員長は継続審査とすることといたします。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木朋和委員 放射性廃棄物の処理についてお聞きしたいと思います。現在、農林業系副産物を中心に8,000ベクレル以上の指定廃棄物については、一関市に仮設焼却炉を設けて国において焼却処理していくというような形で話が進められていたと思うのですが、昨今、現在一関市で考えている候補地には仮設焼却炉を設けず、本設焼却炉のみで処理を行っていくというように報道されたと聞いております。そうなりますと、8,000ベクレル以上の放射性廃棄物の処理につきましては、県としても今後の方向性が課題となってくると思うのですが、まずは現状をどのようにお聞きになっているのか伺います。

○田村資源循環推進課総括課長 8,000ベクレルを超える農林業系副産物の処理につきましては、一関市の狐禅寺地区に仮設焼却炉を設置して焼却するという計画でございましたが、現在はそれとは別に、生活系のごみを焼却する一般廃棄物処理施設の更新時期でもございまして、当面その更新を急がなければならないという判断から、一関市ではそちらを優先するという考えを示しているところでございました。仮設焼却炉の設置を中止したわけではなく、そちらについても引き続ききちんと検討していくということでお話を承っているところでございます。県といたしましても、仮設焼却炉が早期に設置されて8,000ベクレル以上の農林業系副産物の処理が進むように、例えば要請があればジョイントしていくなど、引き続き支援を行ってまいりたいと思っております。

○佐々木朋和委員 確認をさせていただきますが、現在は一般廃棄物処理施設の更新を優先するというので、仮設焼却炉を一関市内に設置することは中止したわけではなく、同時に別の場所も含めて検討していくということでもよろしいでしょうか。

○田村資源循環推進課総括課長 委員の御指摘のとおりでございまして、仮設焼却炉につきましては、中止したということではなくて、場所についてはいろいろ御事情はあると思っておりますけれども、引き続ききちんと検討していくということで承っております。

○佐々木朋和委員 8,000ベクレルを超える農林業系廃棄物は一関市に多くあるとしても、全県に関わるものですので、国の責任で処理を行っていただきたいことはもちろん、県にもぜひとも引き続き御支援いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○福井せいじ委員 先日開催されたいわて若者文化祭の結果と総括についてお聞かせいただきたいと思っております。

○吉田NPO・文化国際課長 いわて若者文化祭につきましては、9月24日、25日の土曜日、日曜日に、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会のプレ大会として開催されたところでございます。今回は第3回になりますが、入場者は3,000名余りとおおむね例年並みの来場でございました。会場につきましては、これまでになくで行っていた展示等をことしは岩手銀行旧本店の岩手銀行赤レンガ館で行ったところ、来場も多く、通りかかった

方々の入館もございましたので、非常によい雰囲気で開催できたと思っております。

また、会場の一つであるプラザおでっでは、天候が心配されたこともありまして、例年屋外が余り活用されておりましたが、ことしは屋外でストリートファッションショーを行ったり、川向かいのもりおか歴史文化館前広場で国体デモンストレーションスポーツの体験イベントを行ったり、超人スポーツのデモンストレーションを行ったりと、広いエリアの中、天候にも恵まれて、県民には十分に若者文化に親しんでいただけたと考えております。

詳細につきましては、現在委託先である広告代理店の集計結果を待っているところであります。今後はアンケート等の詳しい分析等を行い、次回以降はどのように開催するか検討していきたいと思っております。

○**福井せいじ委員** 御苦労さまでした。詳細についてはまだ総括されていないということですが、このイベントを今後どのように広げていくのか、あるいは継続していくのかということについてもお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**津軽石環境生活部長** いわて若者文化祭につきましては、先ほど申し上げましたとおり3回目を迎えて、参加者も徐々にではありますがふえております。ことしは会場についても面的な広がりがありましたし、内容的にも例えばファッションショーなど、産業振興的な面もありますけれども、今まで対象としていなかったものを環境生活部と商工労働観光部とが一緒になって実施したようなところもございましたし、時期につきましても、これまでは11月の開催だったところを、ことしは国体イヤーのため9月に開催しましたところ、天候的にもかなり恵まれましたし、前の週はいしがきミュージックフェスティバルがあり、いわて若者文化祭において国体や超人スポーツのデモンストレーションがあり、その次に希望郷いわて国体・希望郷いわて大会が開催されたということで、これらが連続したことにより非常に大きな盛り上がりがありました。

それから、例えば超人スポーツについて申し上げますと、いわて若者文化祭のときだけではなく、実は4月から岩手大学や岩手県立大学、盛岡情報ビジネス専門学校を中心にした若者たちが、新しいスポーツをつくろうと、自主的にグループ活動を行ってきたということがありまして、このように時間的な面でも新たに若者を巻き込むような動きがあった結果、これまでにないような文化祭となったのではないかと個人的には思っています。

そのような意味では、大分地域に定着しつつあるイベントになってきたと思っておりますし、ことしの場合は9月に開催したということもありまして、近接する時期のいしがきミュージックフェスティバルや、同時期のいわてアートプロジェクト等の関連イベントと連携、融合することによって、岩手県の若者の文化やスポーツ、そしてこれらに取り組む元気な若者を支援するという取り組みを全国にも発信できるようなイベントとなっているのではないかと考えております。我々といたしましては、来年度以降も、いわて若者文化祭を核としつつも周辺の部分も巻き込んで、面的にも地域的にも、盛岡市だけに限らず広い形で開催するようなことはできないか、現在検討しているところでございます。

○千田美津子委員 食品の放射能汚染の状況なのですが、やはり県南地域では特に山のもの、キノコや山菜などの放射能汚染がまだまだあって、例えば産直に食品を出品する場合は必ず放射能測定をしてから出すのですが、100 ベクレルを超えるものもあったということが結構あるのです。特に小さいお子さんなどは、放射能の影響を受けやすい。東日本大震災から5年以上たってもこのような状況なので、件数とすれば以前よりは低減しているのだとは思いますが、現状をどう把握されているかお聞きしたいと思います。

○高橋食の安全安心課長 食品の放射性物質の残留状況につきましては、岩手県食品衛生監視指導計画を毎年策定いたしまして、流通食品の検査を行っております。年間200件ほどの県内産の食品を集計しておりますけれども、今のところ100ベクレルを超えるようなものはなく、流通食品につきましては、少なくとも食品衛生法の基準に違反しているものが流通しているという実態はございません。逆に言いますと、この検査の対策のために出荷制限がきちんと守られている状況でございます。今委員から御指摘のとおり、なるべく早く食品の放射性物質の低減化が図られることは重要な視点だと思っておりますが、少なくとも食品衛生法違反の食品が流通することのないように、私どもも監視を重視してまいりたいと思っております。

○千田美津子委員 食品衛生法違反の食品を流通させないということで取り組まれていることは重々承知しておりますけれども、やはり放射線の測定をしないと大変な状況にあるということをぜひ認識をいただきたいというふうに思います。

それから、各市町村ではさまざまな補助制度も活用しながら放射線測定器を導入して、継続して計測を行っている状況ですが、現在は、新規でなければ放射線測定器の導入に対する補助は何もないのでしょうか。特に県南地域においては継続的な支援がまだまだ必要ですので、そのような支援も含めて県の指導をお願いしたいと思います。その点についてお伺いいたします。

○高橋食の安全安心課長 放射線測定器につきましては、県と市町村とで役割分担をしております。県では、分析精度が高く確定検査が可能なゲルマニウム半導体検出器を環境保健研究センターに数台導入しております。市町村では、比較的価格が安く簡易検査が可能なシンチレーションカウンターを導入していただいている状況でございます。これらの更新について、当部では直接支援等をしている状況ではございませんが、そのような支援が必要かどうかにつきましても今後検討させていただきます。

○千田美津子委員 それでは、引き続きよろしくお伺いいたします。

それからもう一点ですが、各市町村の消費生活相談窓口では消費生活相談員を設置して、例えばサラ金などの消費の問題も含めたさまざまな相談業務をされていると思うのですが、その消費生活相談員の人件費補助が今年度で終了ということで、先日政府交渉にも行ってきたのですが、その点をどのように把握されているのかお聞きしたいと思います。

○菊池消費生活課長 消費生活相談窓口における消費生活相談員の人件費について御質問をいただきました。平成20年に消費者安全法が制定されたことによって、これまで県が

行っていた消費生活相談を住民にとって身近な市町村で行うこととなり、それに伴いまして、国がその立ち上がりの時期ということで最大9年間という期限を設けた上で、10分の10の交付金により財政支援を行うことで運営されてきました。現在国からは、新たな事業については平成29年度が最後であるという方針が示されております。

県内市町村では、平成20年度や平成21年度、あるいは中途から設置に取り組んだところもありますが、少なくとも平成25年4月には全市町村に消費生活相談窓口ができております。そのような中で、人件費につきましては、市町村によっては補助期間が過ぎて自前で支出しているところもありますが、県同様、各市町村の財政状況もなかなか厳しいというところでもあります。消費生活相談員の人件費は地方消費者行政のかなめとなる部分でありますので、例えば平成28年度では、政府の予算提言要望や全国知事会を通じて、消費生活相談が維持できるように、交付金による財政支援の継続について要望しているところでございます。

なお、あわせて新規事業への応募は平成29年度が最後であるということで、また新しい取り組みにエントリーしていくことも必要かと思っておりますので、いずれ人件費については要望いただいているという状況ですが、市町村に対しては新規事業の組み立てについても説明しているところでございます。

○千田美津子委員 現状はそうであろうと私も把握しておりますし、大体の市町村は本当にきちんとした体制のもとで相談業務を行っているのですが、やはり市町村も行政改革の中で人件費抑制に対応し切れず、非正規職員といいますか、嘱託職員に頼んでおられるということで、ぜひ人件費補助を継続してほしいということが各市町村共通の願いです。

国は別の事業であれば補助を行うということのようですが、消費生活相談の内容は非常に多岐にわたり、件数もふえていると思います。今現在本当に苦しんでいる住民がその状況を相談する場所なので、ぜひ私も継続してほしいと思って要望等を行ってきたのですが、なかなかそういう状況ではないようです。そこで、現在の消費生活相談窓口における相談状況や相談件数はどのようなものであるのか、その現状について把握されていればお聞きします。

○菊池消費生活課長 消費生活相談窓口における生活相談の状況ですけれども、平成27年度に県民生活センターに寄せられた相談件数は3,023件、消費生活相談窓口に寄せられた件数が7,419件、合計で1万442件となっております。ちなみに、5年前の平成23年度は県内の合計が1万317件ということで、各年およそ1万件程度で推移している状況であります。ただ、国民生活センターで毎年実施している調査によりますと、都市部に限った調査ですが、消費者トラブルを抱えた人のうちこのような消費生活センター等に相談している人の割合は、3%から5%程度の水準でここ10年から20年続いているということで、本県の相談件数としてはこのくらいですけれども、多分トラブルに遭ってお困りになっている方は相当数いるかと思っておりますのでございます。

○千田美津子委員 わかりました。私もそのような相談に乗ることが結構ありまして、弁護士が多い地域では即弁護士のもとに相談に行くような状況があるのですが、弁護士が少

ない地域では、やはり市町村の消費生活相談窓口に行く例が非常に多いので、私は本当に大事な事業であると思います。今後もさまざまな形で引き続き県に要望するなり、一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

○佐々木朋和委員 委員長、確認したいことがあるので休憩をお願いしてよろしいですか。

○佐々木努委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

職員入れかえのため、若干お待ち願ひます。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第11款災害復旧費のうち、それぞれ保健福祉部関係及び第2条第2表債務負担行為補正中1追加中1及び2、並びに議案第2号平成28年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○細川副部長兼保健福祉企画室長 補正予算の説明に先立ちまして、今回の台風第10号災害に係る保健福祉部関係の被害の状況につきまして、初めに御報告いたします。

お手元の資料、台風第10号に伴う保健福祉部関係の被害額状況をごらん願ひます。

1の(1)、住居等の被害につきましては、全壊が合計で472棟、半壊が2,281棟、一部損壊が78棟、床上浸水が104棟、床下浸水が1,362棟となっております。

次に(2)、施設関係の被害につきましては、アの医療機関関係の被害額は、総額で6億1,678万7,000円となっております、イの社会福祉施設等関係の被害額は、救護施設が4,345万5,000円、老人福祉施設等が6億3,332万1,000円、障がい福祉施設が454万8,000円、児童福祉施設等が5,550万円となっております。これらの被害を受けた93施設のうち85施設が、11月7日現在までに運営を再開しているとの報告を受けております。

以上で、台風第10号に伴う保健福祉部関係の被害額状況についての報告を終わります。

続きまして、保健福祉部関係の補正予算について御説明を申し上げます。お手元の議案(その1)の4ページをお開き願ひます。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費27億8,896万7,000円の増額のうち、5項の災害救助費の一部を除く27億7,804万8,000円の増額と、4款の衛生費15億5,531万7,000円の増額のうち、2項の環境衛生費を除く10億5,893万1,000円の増額と、6ページに飛んでいただきまして、11款災害復旧費536億4,959万3,000円の増

額のうち、2項の保健福祉施設災害復旧費3億178万6,000円の増額で、合わせて41億3,876万5,000円の増額補正であります。当部関係の補正後の歳出予算総額は、今回補正のない当部関係諸支出金等も含めまして1,416億4,813万2,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の33ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9,757万5,000円の増額の主なものであります。右の説明欄の社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助は、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、介護離職ゼロの実現に向けた緊急対策を本格化する観点から、離職した介護職員の見直し支援のため、岩手県社会福祉協議会が行う貸付事業の拡充に必要な貸付原資に対して補助を行おうとするものであります。

2目障がい者福祉費5,092万9,000円の増額であります。説明欄の障害者支援施設等整備費補助は、一億総活躍社会の実現の確保を図るとともに、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備及び防犯カメラの設置などの安全対策に対して補助を行おうとするものであります。

3目老人福祉費4,967万5,000円の増額の主なものであります。説明欄の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金償還金は、東日本大震災津波により被災した高齢者、障がい者等の日常生活を地域住民で支える体制を促進するための事業等に活用してまいりました介護基盤緊急整備等臨時特例基金が、平成27年度末で終了したことに伴い、その基金余剰金を国へ返還しようとするものであり、国への返還額が当初見込み額を上回ったため、その所要額を増額しようとするものであります。

5目国民健康保険指導費238万1,000円の増額であります。説明欄の国民健康保険指導監査費は、国民健康保険制度改革に伴い、県において国保事業費納付金等算定システムを整備する必要がありますことから、その所要額を増額しようとするものであります。

34ページに参りまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,689万円の増額の主なものであります。説明欄の潜在保育士就職準備金貸付事業費補助は、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、安心して子供を産み育てられる環境の整備を実現する観点から、潜在保育士の再就職支援等のために実施する貸付事業の拡充に必要な貸付原資に対して補助しようとするものであります。

2目児童措置費1億8,052万2,000円の増額であります。説明欄の児童保護措置委託料は、児童福祉法に基づく保護措置費の費用支弁であり、国の保護措置単価の改正に伴い、その所要額を増額しようとするものであります。

3目母子福祉費643万2,000円の増額の主なものであります。説明欄の児童扶養手当支給事業費は、社会保障・税番号制度の施行等に伴い、児童扶養手当システムの改修が必要となりますことから、その所要額を増額しようとするものであります。

4目児童福祉施設費954万7,000円の増額の主なものであります。説明欄のいわて子どもの森管理運営費は、いわて子どもの森について施設設備の老朽化により屋根等の改修

が必要となったことから、その所要額を増額しようとするものであります。

35 ページに参りまして、4 項生活保護費、1 目生活保護総務費 201 万 8,000 円の増額であります。説明欄の指定医療機関等指導監査費は、社会保障・税番号制度の施行等に伴い、生活保護電算システムの改修が必要となることから、その所要額を増額しようとするものであります。

36 ページに参りまして、5 項災害救助費、1 目救助費 23 億 4,299 万 8,000 円の増額のうち、当部関係の補正額は、説明欄にあります 23 億 3,207 万 9,000 円の増額でありまして、その主なものといたしまして、説明欄の災害援護資金貸付金は、台風第 10 号の被害発生に伴い、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災市町村が行う災害援護資金貸し付けに必要な財源を貸し付けしようとするものであります。

次の被災者生活再建支援金支給補助は、台風第 10 号の被害発生に伴い、被災世帯の早期の生活再建のため、市町村が行う半壊及び床上浸水被害を受けた世帯に対する支援金の支給に対し補助を行おうとするものであります。

次の救助費は、台風第 10 号の被害発生に伴い、災害救助法に基づき避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食料や飲料水などの供給など、応急的に必要な救助を行おうとするものであります。

37 ページに参りまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、1 目公衆衛生総務費 3,692 万 9,000 円の増額の主なものであります。説明欄の周産期医療施設設備整備費補助は、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、少子化対策の観点から、地域で安心して産み育てることができる体制等の確保を図るため、周産期医療施設に対し必要な医療機器の整備に要する経費を補助しようとするものであります。

3 目予防費 2,968 万 7,000 円の増額であります。説明欄の市町村感染症予防費負担金は、台風第 10 号の被害発生に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、市町村が実施した消毒等に要した経費を負担しようとするものであります。

4 目精神保健費 352 万 3,000 円の増額の主なものであります。説明欄の精神保健福祉管理費は、社会保障・税番号制度の施行等に伴い、精神保健福祉業務管理システムの改修が必要となることから、所要額を増額しようとするものであります。

39 ページに参りまして、3 項保健所費、1 目保健所費 49 万 9,000 円の増額であります。説明欄の保健所情報システム運営費は、行政情報ネットワークシステムの見直しに伴い、保健所等で利用する調理師などの免許台帳システムの接続端末の移設及び運用テスト等が必要となることから、所要額を増額しようとするものであります。

40 ページに参りまして、4 項医薬費、1 目医薬総務費 2,418 万 9,000 円の増額であります。説明欄の管理運営費は過年度の国庫補助事業等の事業費確定に伴い、国庫支出金返還金に要する経費を増額しようとするものであります。

2 目医務費 9 億 6,410 万 4,000 円の増額の主なものであります。説明欄の地域医療介護総合確保基金積立金は、高齢化社会の進展に伴い、高齢者が住みなれた地域で安心して

生活し続けることができるよう、医療介護サービスの提供体制の整備や、地域包括ケアを構築するための事務に要する経費の財源に充てる地域医療介護総合確保基金について、国の国庫負担金の内示に伴い、所要の積立金を増額しようとするものであります。

73 ページに飛んでいただきます。11 款災害復旧費、2 項保健福祉施設災害復旧費、1 目社会福祉施設等災害復旧費 3 億 178 万 6,000 円の増額の主なものでありますが、説明欄の児童福祉施設災害復旧事業費補助は、台風第 10 号により被害を受けた児童福祉施設に対し、災害復旧に要する経費を補助しようとするものであります。

一つ飛びまして、老人福祉施設等災害復旧事業費補助は、台風第 10 号により被害を受けた介護老人福祉施設等に対し、災害復旧に要する経費を補助しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。議案（その 1）の 7 ページをお開き願います。第 2 表債務負担行為補正の 1 追加中、当部所管事業は 1 のいわて子どもの森管理運営費及び 2 の療育センター整備の 2 事業でありまして、いわて子どもの森運営管理費は、いわて子どもの森の施設設備の改修工事について、期間を平成 28 年度から平成 29 年度までとし、限度額につきましては 5,000 万円に設定しようとするものであります。

次の療育センター整備は、県立療育センターの医療機器等の整備について、期間を平成 28 年度から平成 29 年度までとし、限度額につきましては 6 億 4,900 万円に設定しようとするものであります。

続きまして、議案第 2 号平成 28 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案（その 1）の 13 ページをお開き願います。母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ 3 億 2,954 万 8,000 円の増額であり、補正後の予算総額は 6 億 7,045 万 2,000 円となるものであります。

以下、項目ごとに内容を御説明申し上げますが、便宜、予算に関する説明書により御説明させていただきます。予算に関する説明書の 90 ページをお開き願います。歳入、1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 388 万 8,000 円の増額は、母子父子寡婦福祉資金の貸付準備に要する経費を一般会計から繰り入れするものであります。

91 ページに参りまして、2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 3 億 2,566 万円の増額は、前年度の母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みによるものであります。

92 ページに参りまして、歳出の 1 款母子父子寡婦福祉資金貸付費、1 項貸付費、1 目母子福祉資金貸付費 3 億 2,429 万 7,000 円の増額、2 目父子福祉資金貸付費 136 万 3,000 円の増額、これらにつきましても歳入の繰越金の確定見込みによる増額であります。

93 ページに参りまして、2 項貸付事務費、1 目貸付事務費 388 万 8,000 円の増額は、社会保障・税番号制度の施行等に伴い、母子父子寡婦福祉資金システムの改修が必要となりますことから、その所要額を増額しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木努委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝子委員 介護離職ゼロに直結する緊急対策ということで、社会福祉士及び介護福祉士修学資金等貸付事業について伺います。現在県では、介護離職者の状況をどう捉えているのか。性別、年齢、職場の環境、そしてなぜ離職しなければならないのかという離職理由。健康等の理由もあるだろうと思いますけれども、それらについてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○近藤長寿社会課総括課長 介護離職ゼロということでございますが、介護職員の離職についてのお話でありましょうか。

○佐々木努委員長 介護職員の離職状況についてですか。

○工藤勝子委員 介護福祉士です。

○佐々木努委員長 介護福祉士ということですね。

○工藤勝子委員 離職した介護職員の再就職支援についてです。

○近藤長寿社会課総括課長 介護職員の離職状況でございますけれども、公益財団法人介護労働安定センターで実施しております介護労働実態調査によりますと、離職の理由といたしましては、例えば労働条件の不满ということで、人手が足りなくて忙しい、仕事が内容の割に賃金が低い、有給休暇がとりにくいというような理由から離職されている方々が多くなってございます。離職者の男女別までは、申しわけありませんが把握し切れていないところでございます。

○佐々木努委員長 近藤総括課長、よく聞こえなかったのではっきり話してください。

○近藤長寿社会課総括課長 介護離職者の男女別の区分までは把握できておりません。

○福井せいじ委員 男女別ではなくて、離職者数を聞いたのでしょうか。

○工藤勝子委員 男女別はいいのだけれども。

○佐々木努委員長 離職者数はわかりますか。

○近藤長寿社会課総括課長 先ほど申し上げました公益財団法人介護労働安定センターの介護労働実態調査は抽出調査でありまして、全体の実数は把握し切れておりません。

○工藤勝子委員 介護福祉士修学資金等貸付制度は、一旦離職した介護職員の再就職準備金の貸付事業も行っておりまして、県の補助により岩手県社会福祉協議会において実施しているものですので、岩手県社会福祉協議会のほうでは多分把握されているのではないかと思います。地域にもよるのですが、介護職員の人たちが結構おやめになることがあるのです。例えば腰を痛めるなど健康状態の悪化とか、職場環境や厳しい労働条件に耐えられなくなるとか、そのような形の中でどれだけの人が一旦離職されるのか。しかしその人たちはせっかく何らかの資格を持っているはずでありますので、再度介護職に就職してもらって頑張っていただきたいという思いが非常にございます。

遠野市でもユニット型の特別養護老人ホームをつくったのですが、介護職員が不足しているために開所できないという現状もあるわけです。このため、今後はやはりさまざまな形の中で、岩手県社会福祉協議会が中心になるのであろうとは思いますが、やはり県としてもそのような離職した介護職員に対して、なぜやめたのか、また再就職にあたっては何を求めているのか、どういう条件であれば再度働きたいと思っているのか、そのような実態について調査を行い、ある程度把握する必要があるのではないかと考えて、あえて質問をさせていただいているわけであります。その点に関してはどうなのでしょう。

○近藤長寿社会課総括課長 介護福祉士の離職状況等につきましては、各都道府県に福祉人材センターというものがございまして、岩手県の場合は岩手県社会福祉協議会に設置されておりますが、今年度から国の取り組みとして介護福祉士の届け出システムが運用されることになっておりますので、離職した方々の状況もこれによってかなりつかめると思います。今後は、離職した方々の当時の状況や現在の状況等も十分調査して、必要な情報を提供し、また必要な支援策を考えて、一旦離職された方々がまた介護現場に戻れるように支援してまいりたいと思っております。

○工藤勝子委員 9月補正予算で、台風第10号により被災した施設の災害復旧事業費への補助が行われるということで、多分岩泉町の老人福祉施設なのかと思いますが、今回の災害ではあのような形でお亡くなりになった方々もあるわけであります。私たちが災害現場に行きまして、なぜこのような場所に社会福祉施設を建てなければならなかったのかと思う一方、まさかあのような大雨が降り、小本川が氾濫するとは想定されなかったのであろうとも思っております。そういう中で、あのような施設は、岩泉だけではなく多分岩手県のさまざまな地域にたくさんあるのではないかという思いがいたしました。

今後は、復旧工事等においてかさ上げを行うとか高所に移転するとか、多分さまざまな対策を行うのであろうと思いますが、今回の台風第10号による被害を見てどう感じられたのか、その辺のところをお聞きしてみたいと思っております。

○近藤長寿社会課総括課長 今回の台風第10号により甚大な被害を受けた社会福祉施設の中には介護関係の施設もございまして、代表して答えさせていただきますけれども、いずれ各施設とも災害に備えて、施設入所者の安全を確保するために避難計画を作成し、避難訓練等も実施しておりましたが、これらは基本的には火災を想定した内容となっております。例えば河川や崖のそばであるなど、それぞれの施設の置かれた状況に十分に対応した避難計画の作成や避難訓練等が行われていないというようなことを、今回の災害を機にある程度把握したところでございます。

今後は年末から来年にかけて、県内各施設の置かれている状況等も調査して、各施設にもみずから調査して考えていただきながら、各施設が置かれた状況にふさわしい避難計画の作成及び避難訓練等の実施がされるように指導してまいりたいと思っております。

○佐々木努委員長 近藤総括課長、暖房の音でうまく聞こえないことがあるので、明瞭に答弁をお願いします。

○**工藤勝子委員** 今回の補正予算に対して反対するわけではなく、逆にこのようにいろいろ検討していただき、国の予算も確保していただいて、このような社会福祉施設が安全に、そして安心して使用できるようになることを私たちは望んでいるわけです。今回の台風第10号の被害状況を見て、県内にも多分危険地帯に建つと想定される社会福祉施設がたくさんあるのではないかと思います。遠野市でも、河川のそばの低地に大きな施設が建っております。しかし、そういうところをまさか建てかえるわけにもいきませんので、施設入所者の身体の安全をしっかりと確保するためには、結局、どこにどのように避難するかとか、情報をいかにキャッチするかというようなことが、今後非常に大事になってくるのだらうと思います。

ですから、児童福祉施設も含めた県内のこのような社会福祉施設のうち、ある程度河川のそばや山崩れの危険のありそうな場所に建てられているところを県としてしっかり把握して、さまざまな情報を発信してほしいと私は思うのです。身体が不自由な人たちなどを移動させるのはなかなか大変ですので、どのようなところにどのような危険箇所があるのかということを保健福祉部としても把握して、事前に対策をとっておく必要があるのではないかという思いからお話をいたしました。そういう点について部長はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○**佐々木保健福祉部長** 今回の台風第10号の災害につきましては、私も本会議で答弁いたしました。やはり日ごろからの防災対策の必要性を改めて痛感いたしました。

今総括課長が申しあげましたけれども、県内の各社会福祉施設を対象とした調査を行うことといたしまして、それぞれの施設種別に応じて本庁の各課あるいは市町村が所管する部分については市町村に取りまとめをお願いし、それぞれの施設が市町村の定める、土砂災害や水害に関するいわゆるハザードマップの対象区域に入っているかどうか、あるいは市町村でまだこのようなハザードマップをつくっていないのか、そういう状況をまず把握し、そして施設として水害や土砂災害も含めた避難計画を作成しているか、そして実際に避難訓練を実施しているかといったことについての自己点検を求める照会をいたしました。その結果を確認した上で、その施設の指導監督権限を持っている県の各課もしくは市町村から適切な指導、助言を行い、またそれをフォローしていくということを考えております。また、岩手県防災会議幹事会のもと三つ設置した分科会の一つが社会福祉施設関係の分科会でありまして、その調査の状況と結果等については分科会にも報告し、そこで御意見を賜りながら、県内の社会福祉施設等ができるだけこのような災害の被害をこうむることがないように取り組んでいきたいと思っております。

○**福井せいじ委員** 私も、今の工藤委員のお話に関連して、社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助についてお聞きしたいと思います。

これについては何点か事前にお聞きしていましたが、まず一つ、再就職準備金の貸し付けについては、先ほど工藤委員からもお話があったように、介護職を離職する方々の原因はさまざまあると思いますし、そこから再び就職するためにはどういった動機づけが必要

かということについても本来であれば分析しておいて、それに対して手を打つことが必要だと思うのですけれども、今回はこの再就職準備金の貸し付けのPRについて、この制度をどのようにして周知徹底していくのかということをもっとお聞きしたいと思います。

また、この再就職準備金の貸し付けの利用者がどれくらいいるのか、どれくらいの再就職者がいるのかという目途があれば、それもお聞かせいただきたいと思います。

それから、今後は貸付対象者の要件緩和ということで、岩手県に住民登録をしている人だけでなく、岩手県で就労する人にも貸し付けが可能となるということで、他県に在住する方々へのPRも可能になると思うのですけれども、逆に他県でも同様の制度を持っているのならば、岩手県にも対してもおのずとPRされるのではないかと思います。そのような他県との関係についてはどのような形で考えているのか、お聞かせ願います。

○小川企画課長 お話のありました社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業についてでございますが、まずPR方法につきましては、実施主体は岩手県社会福祉協議会でありますので、こちらを主体としながらも、県が音頭をとって、市町村や福祉施設等の関係団体、あるいは労働関係団体等とも連携しながらPRをしていきたいと考えております。

それから、利用者の見込みにつきましては、先ほど長寿社会課総括課長のほうから申し上げましたとおり、厚生労働省が今年度から開始しようとしている届け出システムによって把握していくこととなると考えておりますけれども、現在のところ離職した介護職員についてのデータがない状況でございますので、新たな届け出システム等を活用しながらそれについての把握に努めてまいりたいと思います。

それから、他県との関係につきましては、今回の補正予算は国の経済対策の公募によるものでございますので、他県でも恐らく同様の形で実施していると承知しております。したがって、今委員からお話がありましたとおり、他県から岩手県に対するPRということは十分考えられると思いますので、岩手県から他県へのPRにつきましても、現在具体的な案は持ち合わせておりませんが、岩手県の福祉人材の確保に向けて関係団体とも協議しながら、その辺の対応を考えてまいりたいと思います。

○福井せいじ委員 このような施策は、介護職員の離職状況とか、再就職の可能性のある潜在介護人材はどの程度いるのかとか、再就職への動機づけは何かというようなバックデータがあるほうが非常に有効に展開されると思います。岩手県では今のところそのようなデータはないということですが、他県でも同様の状況にあるのでしょうか。

○近藤長寿社会課総括課長 正確なところは正直申し上げてわかりかねますが、正式なシステムをある程度国のほうで構築する前に、各都道府県の福祉人材センターのほうで、極端に言えば表計算ソフトで自分なりにシステムをつくって情報収集に当たるようなという要請がございますので、恐らく他県でも岩手県と同様の状況にあるのではないかと思います。

○福井せいじ委員 わかりました。いずれにしろ介護施設では、介護職員の不足は非常に切迫した喫緊の課題であります。そういった意味では、介護職員の再就職についての施策

も有効に展開していただきたいと思いますので、例えば先ほどのPRの方法についても、労働関係団体あるいは実際の施設に対しても再就職準備金の貸し付け制度について周知徹底して、潜在介護人材の掘り起こしに努めていただきたいと思います。

○千田美津子委員 3点伺います。一括してお聞きしますので、よろしくお願いします。

1点目は、老人福祉費の介護人材確保事業費についてお尋ねいたします。今お話があったように、介護人材の確保は喫緊の課題となっておりますが、この補助がどれだけの件数を想定しているか、また、中身についてももう少し詳しくお知らせいただきたいということと、高校生に対する介護人材の求人が各地で行われているのですが、なかなか不調であるとお聞きしていますので、どのようにPRを行っているのかお聞きしたいと思います。

2点目は、児童福祉総務費の潜在保育士就職準備金貸付事業費補助について、こちらについていろいろ手だてを講じられているわけですが、再就職支援ということでどれだけの人数を見ているのか、その状況についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、社会福祉施設等災害復旧費について、いただいた資料では、多分こちらは久慈市の児童福祉施設の台風第10号による床上浸水罹災に対する補助であると思いますが、被災当時のその児童福祉施設の状況等について、わかる範囲内でお知らせをいただきたいと思います。

○近藤長寿社会課総括課長 9月補正予算に計上いたしました事業は2本ありまして、一つは介護人材確保事業費でございます。これは主に進学や就職を考える若者世代をターゲットに介護の仕事への理解を促すとともに、やりがいや楽しさなどの魅力を伝え、介護分野への就業や進学の促進を図ろうとするものでございます。実は平成27年度の事業で、介護を学ぶためのものとして、介護の仕事を題材にした漫画をテレビ番組用に制作しましたので、これを素材として一部書きおろしなども加えて、多様な媒体を活用してPRすることにより、さらなる介護分野への関心の向上を図りたいと思っております。具体的には、テレビ番組、CMの作成、DVDの作成、あるいはフリーペーパーを作成して配付したり、ポスターを作成して掲示するというようなことを考えておりまして、これは岩手日報の4コマ漫画を描いておられるそのだつくしさんをお願いしているものですが、このようなことで高校生等の介護分野への就業や進学の促進を図っていきたいと思っております。

もう一つが介護従事者確保事業費でございまして、これは市町村や民間団体など、県以外の団体等から提案があった介護従事者の確保に関する事業に対して経費を補助するものでございます。当初予算にも計上してございますが、効果的な内容であると認められるものについて、今回追加で補正計上をしたところでございます。

主な内容といたしましては、まず介護の仕事理解促進事業につきましては、介護の仕事への理解を深める講座の開催等について、当初予算では3団体だったものが2団体プラスになっております。次に、新人介護職員指導者支援事業につきましては、新人職員等の指導者を養成するために施設の管理者等を対象にした研修会の実施について、当初予算では1団体だったものが1団体プラスになっております。次に、キャリアアップ研修支援事業

につきましては、9月補正予算で新たに2団体が取り組むこととしたものでございますが、介護従事者のキャリア段階に応じた研修や組織内での職員のキャリアアップ支援、先輩職員の育成等に対する補助を予定してございます。次に、雇用管理改善普及促進事業について、これも9月補正予算で新たに1団体が実施するというところで、介護事業所における人事考課制度の導入等を促して、職員満足度の向上及び離職防止を図れるような研修等の実施に対して補助を行うものでございます。

介護人材の確保につきましては、これまでも県や業界団体等がいろいろ取り組んできたところではありますが、その取り組みの裾野が広がるように、また、市町村を初めとして地域の方々がみずからのこととして考えていただくきっかけになるように、成果が出るような取り組みを行ってまいります。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 子供関係で2点ほど御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目が潜在保育士就職準備金貸付事業費補助についてでございますが、こちらは国の経済対策の補正予算において、今年度から実施しております潜在保育士の就職準備金貸し付けの上限額が20万円から40万円に引き上げになりましたことから、今回補正をするものでございます。これは潜在保育士に対して再就職に必要な物品等を購入するための就職準備金を貸し付けるものでございまして、当該保育士が保育所等に2年以上勤務したときはその貸し付けの返還を免除するとしているものでございます。

次に、保育士の再就職についてどれだけの人数を見ているかというお尋ねについてでございますが、保育士の就職支援につきましては、岩手県社会福祉協議会に設置されている岩手県保育士・保育所支援センターで行っておりまして、昨年度このセンターを通じた就職者数は102人ございました。同事業は今年度、来年度の2カ年事業でございますが、来年度以降は若干ふえるだろうということで、年間大体120人程度を見込んでおります。

次に、児童福祉施設の災害復旧事業費補助についてでございますが、今回の台風第10号による被害に伴いまして、2市町3施設分の災害復旧費を見込んでおります。内訳は、久慈市の施設が2カ所、岩泉町の施設が1カ所でございます。特に久慈市の施設につきましては、かなり床上浸水をしたところもありましたし、園庭の冠水、電気、電話の不通といったようなものがございました。また、床暖房を設置していた保育所等が床上浸水をしたので、この床暖房の修繕や床の張りかえ等の事業費を計上しております。

それから、岩泉町のこども園につきましては、園舎の下部が川のそばにあり、川の増水によって園庭が削られて、園舎の下部の土及び園庭の一部が流失しましたので、その復旧に要する費用を計上してございます。

○千田美津子委員 今の児童福祉施設の改修の件は、施設の破損そのものの説明だったのですが、先ほど工藤勝子委員からもお話があったように、本当に河川等から近い場所に建つ社会福祉施設が結構あるものですから、子供たちの被災時の状況はどうだったのか、おわかりであればお聞きしたいと思います。

それから、潜在保育士就職準備金貸付事業費補助については、貸し付けの上限額を 20 万円から 40 万円に引き上げて、就職者数もふえる見込みで実施されるということで、これは非常に大事な事業でありますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、介護人材の確保の件についても、きっかけづくりということで、本当にさまざまなメニューをたくさん実施されておまして、非常に大事な取り組みであると思ひます。そして、参加団体もふえているという点では非常に成果が期待できますので、これも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

最初のほうにお伺ひした高校生の介護分野への進学や就職、やりがいづくりについて、実は私の住む奥州地域では、来年度の介護関係の求人 76 人に対する就職決定者が 2 割程度で、あとは幾ら説明会を開いても聞きにすら来ないという状況にあります。ですから、例えば漫画、テレビなどの媒体の活用やペーパーを使った宣伝等も含めて、高校生等に対する PR を強化したり、先生方と協議したりすることがもっと必要ではないかと感じましたので、その点についてもし検討しておられることがあればお聞きをしたいと思ひます。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 台風第 10 号による被災当時の児童福祉施設における子供たちの状況につきましては、今回の台風第 10 号による被害が生じたのは子供たちが降園した夕方以降だったということでありまして、施設の保育者からは子供がいないときでよかったという声が聞かれたところがございます。また、再開まで数日かかりましたが、再開後は元気な子供たちの顔を見て安心したというような話も聞いております。

○小川企画課長 介護職への就職等に関する高校生への PR についてでございますけれども、岩手県社会福祉協議会に設置している岩手県福祉人材センターの取り組みとして、福祉人材に関する職業紹介事業という取り組みを行ってございます。これは、具体的には中学生や高校生を対象に学校に出向きまして、教師もその場にいる中で、実際に福祉関連の業務に従事する職員が説明を行うものでございます。昨年度は 17 回ほど実施いたしまして、延べ 580 名ほどに受講していただいている形になっております。本年度も 10 月現在で 10 回程度実施している状況でございます、このような取り組みも含めて介護職員の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木努委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定

いたしました。

次に、議案第 15 号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 議案第 15 号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 2）の 2 ページをお開きください。なお、便宜、お手元に配付しております資料に沿って説明をさせていただきますので、御了承願います。

1 の改正の趣旨であります。児童福祉法の一部改正に伴い児童福祉施設の名称が改められたこと等から、所要の整備をしようとするものであります。

2 の条例案の内容であります。 (1) については、情緒障害児短期治療施設の名称が児童心理治療施設に改められたことに伴い、条例中に規定している施設名称を改めようとするものであります。

また、附則中、情緒障害児短期治療施設等における家庭支援専門相談員等に係る経過措置について、経過措置の適用を受ける者が本則の適用を受ける者に既に移行したことから、今回の改正に合わせ、これらの条項を削ろうとするものであります。

(2) については、乳児院等における家庭支援専門相談員の配置に係る法の引用規定の条項移動に伴い、条例の引用条項を改めようとするものであります。

なお、議案書には、その施設の名称変更に係る内容よりこの条項移動が先に記載されておりますが、説明が必要なのはその施設名称変更部分と考えられますことから、本資料では先に記載しているものでございます。

3 の施行期日等ではありますが、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。ただし、上記 2 (2) の所要の整備につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。また、あわせて所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第 26 号福祉灯油の継続を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**渡辺地域福祉課総括課長** 福祉灯油の継続を求める請願につきまして、便宜、お手元の配付資料により説明させていただきます。

まず、1 は、18 リットル当たりの県内灯油配達価格の状況について、平成 19 年度から平成 28 年度にかけての月別価格を表にしております。網かけ部分は、欄外に記載のとおり、平成 19 年度、平成 20 年度については全県を対象とした福祉灯油助成事業の実施期間を、平成 23 年度から平成 27 年度までについては沿岸市町村を対象とした被災地福祉灯油助成事業の実施期間を示しております。灯油価格の状況でございますが、平成 20 年 8 月に 2,400 円台に上がり、その後低下してございます。平成 23 年度から平成 26 年度はおおむね 1,600 円台から 1,900 円台で推移してございましたが、平成 27 年度以降はさらに価格が低下し、現在おおむね 1,100 円台となっております。

2 は、国の動向でございます。平成 19 年度、平成 20 年度は灯油高騰対策として、平成 25 年度、平成 26 年度は原油高騰対策等として特別交付税が措置されておりますが、平成 21 年度から平成 24 年度、平成 27 年度は措置されなかったところでございます。また、平成 26 年度は経済対策として地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設され、これを利用することにより対応できたところでございます。なお、今年度は、現時点で国の支援についての方針は示されておられません。

3 は、東北各県における福祉灯油助成事業の実施状況等でございます。網かけ部分が事業の実施を示しております。平成 27 年度は本県以外に山形県が実施しております。本年度については、10 月末現在、各県とも実施は未定との回答でございました。

裏面をごらん願います。4 は、県内市町村における福祉灯油事業の実施予定でございます。本年 9 月末現在、国、県の動向等を踏まえて今後検討予定とするところが 28 市町村、その他が 1 町 1 村となっております。

5 は、県内市町村における東日本大震災津波被災者世帯等を想定した被災者支援灯油の実施予定でございます。9 月末現在、実施するところが 2 市、実施に向けて検討中のところが 1 市 1 町、国、県の動向等を踏まえて今後検討予定とするところが 18 市町村、その他が 1 町 1 村となっております。

6 は、本県における福祉灯油助成事業の実施状況でございます。平成 19 年度及び平成 20 年度は、助成対象世帯を、高齢者、障がい者、ひとり親世帯であって市町村民税非課税世帯またはこれら世帯に準ずる世帯として実施しております。補助実績については、平成 19 年度は県内全市町村で実施し、5 万 3,666 世帯に対して 1 億 2,000 万円余、平成 20 年度は大槌町を除く 34 市町村が実施し、5 万 6,866 世帯に対して 1 億 1,000 万円余となっております。平成 23 年度以降は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸市町村で、多くの市町村が福祉灯油実施の意向を示したことから、これら市町村の厳しい財政事情等

を踏まえ、沿岸 12 市町村を対象に被災地福祉灯油事業として実施しております。助成対象世帯は、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯であって市町村民税非課税世帯または生活保護法による被保護世帯としております。助成世帯数及び県補助額は、補助実績の欄に記載のとおりでございます。

なお、平成 23 年度に比べ平成 24 年度の県補助額がふえた主な理由は、平成 23 年度は助成対象世帯数を市町村ごとの総世帯数の 10%以内としたところでありましたが、平成 24 年度にはこの枠を撤廃したことによるものであります。また、欄外にありますとおり平成 21 年度、平成 22 年度は 1 月までの時点の灯油価格が安定したこと、福祉灯油事業を実施する市町村が少なかったことから実施を見送っております。

説明は以上であります。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○工藤勝子委員 結局は、この福祉灯油を実施する市町村に対して県が補助を行うというシステムですね。去年もたしかお話ししたと思うのですがけれども、遠野市の応急仮設住宅にも東日本大震災津波の被災者が生活しておりまして、あるとき、隣のうちには灯油が無料で配達になったのに自分のところには配達されない、同じ被災者なのになぜかという相談がありました。よくよく聞いてみましたら、隣の方は住所が大槌町のままで、相談された方は被災地から遠野市に住所を移した結果、被災地である大槌町では福祉灯油を実施しているし、遠野市は実施していないということで、遠野市民になったために福祉灯油を受けられないということでした。私はその話を県から聞きましたので、その方にお会いして、遠野市は直接の被災地ではないということと、住所を移して遠野市民になっているので、遠野市が実施していない以上福祉灯油の配達を受けられないという話をして、理解をいただきました。しかし、理解はしても、自分も同じ被災者なのに一缶ももらえないのかというような話は最後までありました。このように、福祉灯油については市町村によって不公平感が生じているのではないのでしょうか。特に、被災者が他の市町村に住所を移して住んだ場合、同じ応急仮設住宅に住んでいても住所を移した人だけが福祉灯油を受けられない状況になっていることに対して、県はそれをどうこう言えないのであろうとは思いますが、やはり私は相談を受けた側として、ある程度不公平感があるのではないかという思いがいたしました。福祉灯油の実施予定については、今後検討予定の市町村が 28 もあるわけでありまして、ふえていく可能性はあるのではないかと考えておりますけれども、福祉灯油事業における遠野市の例のような人たちに対する県の考え方をもう一度聞いてみたいと思いますので、よろしく願います。

○渡辺地域福祉課総括課長 今委員からお話ございました灯油の無料配達につきましては、福祉灯油事業は実は年 1 回 5,000 円を支給するだけでございますので、無料での灯油の配達事業ではございません。また、平成 19 年、平成 20 年度には全県対象の福祉灯油事業も実施しておりますが、近年行っているものは被災地福祉灯油事業でございまして、全県を対象とするものではなく、被災市町村を対象としております。

また、住民票を移動しますと、沿岸市町村では所得の把握が困難となるというような技術的な問題がございまして、住民票を移動された方についてまで事業を実施することはなかなか難しいと思いますが、県といたしましては、あくまでも市町村がそれでも実施するというので、住民票を移動された方も対象に含めた場合には当然対象といたしますので、その辺は市町村の御意向かと考えております。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 27 号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○小川企画課長 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について説明いたします。便宜、お手元の配付資料により説明申し上げます。

まず、現状でございます。年金の支給月につきましては、年 6 回に分けて偶数月に支払われることとなっております。なお、記載はございませんが、OECD 等諸外国の年金の支給月について調査を試みましたが、確認できなかったところでございます。

次に、マクロ経済スライドについてであります。マクロ経済スライドは平成 16 年の年金制度改正において、現役人口の減少と平均余命の伸びというマクロで見た給付と負担の変動に応じて、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みでございます。

その自動調整の基本的考え方は、一定期間年金の伸びの調整を行うことで、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにするというものでありまして、具体的には、おおむね 100 年間の財政均衡期間終了時に一定程度の積立金を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間を設定いたしまして、その調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑えるというものでございます。

この調整期間における年金額の調整の具体的な仕組みですが、いわゆる賃金変動率、物価変動率による年金の伸びからスライド調整率を差し引いて年金額を改定することとなり、そのスライド調整は名目下限額を下回らない範囲で行うものとされております。

2 ページをごらん願います。平成 25 年 9 月時点においては、本来の年金額より 2.5% 高い水準の年金額が支給されている状況であったことを踏まえまして、マクロ経済スライドによる調整はこの特例措置が解消されてから行うこととされておりましたが、平成 25 年

10月から平成27年4月にかけてその特例水準が解消されたため、マクロ経済スライドが平成27年4月に実施されたところでございます。なお、平成28年度の年金額につきましては、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなったことから、物価、賃金によるスライドは行われず、マクロ経済スライドも行われなかったところでございます。

次に、最低保障年金制度につきましては、高齢期に最低限これだけは受給できるという額が明示された年金制度でございますが、具体の制度設計は、現在のところ政府のほうでは行われていないと承知してございます。

次に、年金支給開始年齢についてでございますが、老齢厚生年金の支給開始年齢は、平成12年の法改正で65歳に引き上げられることとなりました。これにより男性は平成25年度から平成37年度にかけて、女性は男性から5年おくれの平成30年度から平成42年度にかけて、引き上げが行われることとなっております。

3ページをごらん願います。年金積立金の株式運用についてでございます。最初に申し上げましたけれども、年金の積立金は、一定の積立金を保有しつつおおむね100年間で財政均衡を図るという財政計画が立てられているところでございます。

年金積立金管理運用独立法人（GPIF）は、日本経済がデフレからの転換という大きな運用環境の変化の節目にある状況を踏まえ、長期的な経済環境の変化に速やかに対応する観点から、平成26年10月に厚生労働大臣の認可を受け、その下の表のとおり基本ポートフォリオを変更しているところでございます。なお、平成28年6月末現在の運用資産別の構成割合は、ウに記載のとおりでございます。また、これまでの運用実績につきましては、エに記載のとおりでございます。

4ページをごらん願います。年金制度の今後の見直しにつきましては、現在開会中である第192回国会において二つの法律案が審議されているところでございます。その法律案の一つ、国民年金法等改正案につきましては、500人以下の企業も企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とするもの。それから、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障するもの。それから、マクロ経済スライドについて、賃金、物価上昇の範囲内で前年までの未調整分を含めて調整するなど、年金額改定ルールを見直すもの。これらの三つから成る内容となっております。

もう一つの法律案であります年金機能強化法改正案につきましては、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、施行期日を平成29年8月1日に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○千葉絢子委員 年金制度というものは、基本的に我々払っている世代から見ると、もらう人ベースで考えられることのほうが多いような気がしております。この請願の請願事項は五つありますが、まず私は1と4に関しては賛成です。1に関しては、毎月支給ということが本当に国際水準であるということが確かであれば、やはり隔月支給よりも毎月支給

のほうが生活に計画性が持てるだろうということで、ここは賛同いたします。

また、4につきましても、年金支給開始年齢のさらなる引き上げに関しては、やはり現実問題として厳しいであろうということを実感しているところです。

ただ、支払っている年代にしてみれば、将来的な負担増につながりかねないと思われるこの2と3の項目は、はっきり言って賛同しかねる部分があります。マクロ経済スライドを廃止するという事は現実的ではないですし、また全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実現するとのことですが、では原資をどうするのでしょうか。年金積立金が目減りをしていく一方では、やはり若い世代は、先にもらったもの勝ちという図式であるという印象を受けかねないと思うのです。若者も高齢者も安心できる年金制度というものを訴えるのであれば、我々の世代に対してどう安心を与えてくれるのか、この請願内容では疑問を禁じ得ないところであります。

5につきましても、年金積立金の株式運用はやめるといって、では本当に減っていく一方の原資をどう確保していくかという議論を先送りしていると感じますので、私は部分採択というような形がよろしいのではないかと思います。

○**関根敏伸委員** 大変難しい内容が多くてよく理解できないのですが、今千葉絢子委員のほうからもいろいろ意見がございまして、基本的に同じようなことを考えておりますが、先ほどの参考説明の中で、OECD等諸外国の年金の毎月支給実績が確認できなかったという話がありましたけれども、請願事項には国際水準並みにとありますので、県はこれをどのように捉えているのか。また、現在は法律に基づき年金の隔月支給が行われているわけですが、隔月支給となっていることについて何か大きな理由があるのか。そして、国においては現在、毎月支給にしたほうがいいのではないかというような議論が行われているのか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○**小川企画課長** 年金の支給月につきましては、昭和60年頃でしたか、国の年金に関する審議会での議論を踏まえて、以前年4回の支給だったものを2カ月に1回として支給回数をふやしたというように承知してございます。

国の検討状況につきましては、年金制度は国の専管事項でありまして、県の事務が全くございませんので、検討状況等の通知や事務連絡等、国の状況等について特段情報がないことから、県ではわかりかねる部分でございます。

○**関根敏伸委員** 隔月支給となっている理由がもしわかれば、お伺いしたいのですが。

○**小川企画課長** 隔月支給の理由については、承知していないところでございます。

○**福井せいじ委員** 千葉委員、関根委員からの意見もありましたが、私からも何点かお話をさせていただきます。

まず請願項目1番の年金の隔月支給を毎月支給に改めることについては、まず事務量の増大が想定されると思います。そういう意味では、年金支給額そのものを上げて事務量も増大させるということは、財源の関係から矛盾を生じるのではないかと思いますので、今のところ隔月支給ということでもいいのではないかと考えています。

2番のマクロ経済スライドを廃止することについては、私は間違いだと思っています。世代間の公平を図る目的でマクロ経済スライドを導入しておりますので、これを廃止すると今後の年金の支給体制が破綻する可能性もありますので、このマクロ経済スライドはこれからも適用していくべきだと思います。

3番の全額国庫負担については、財源をいかに確保していくかという点から非常に疑問でありまして、これについては今のところ実現はできないのではないかと考えております。

4番については言及しません。

5番の年金積立金の株式運用については、適切な運用がその給付を維持すると思われるので、適切な運用であれば今後も継続するべきではないかと考えています。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「一部採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 再開いたします。

本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとの採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 起立少数であります。よって、請願項目の3は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 起立多数であります。よって、請願項目の4は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の5を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 起立少数であります。よって、請願項目の5は不採択と決定いたしました。

なお、ただいま一部採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木努委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○福井せいじ委員 いわて医学生奨学金の制度の義務履行期間についてお伺いします。この奨学金は、市町村医師養成修学資金と医療局医師奨学資金、そして岩手県医師修学資金の3パターンありまして、岩手県医師修学資金については義務履行期間が9年間とされており、私は、大学院の専門研修はその義務履行期間に入らないと聞いたのですが、大学院専門研修の全部とは言いませんが一部でも、この義務履行期間に入れてもいいのではないかと思うのであります。そのことについて御意見をお聞かせください。

○鈴木医務課長 いわて医学生奨学金の義務履行期間についてでございます。まず岩手医科大学を義務履行の対象施設としていないことにつきましては、本県では公的医療機関が地域医療において大きな役割を担っておりますところ、その公的医療機関での医師確保が非常に厳しい状況にあるということで、県立病院や市町村立病院等の医師の確保を目的として三つの奨学金制度を設けたものでございますので、その目的の趣旨から、公的医療機関ではない岩手医科大学については義務履行施設としていないものでございます。

なお、岩手医科大学附属病院の岩手県高度救命救急センターにつきましては、公的病院ではございませんけれども、ドクターヘリの運航の主要な担い手として政策的な役割を果たしているということから、同センターでの従事期間のうち最大1年間については、義務履行として認める運用をしているところでございます。

岩手医科大学等の大学院等に行っている期間を義務履行期間として認めてはどうかというお話ですが、奨学金制度の運用に当たりましては保健福祉部、医療局、岩手県国民健康保険団体連合会、そして医育機関であります岩手医科大学の4者により奨学金養成医師の配置調整に係る協定を締結いたしまして、この4者の共通理解のもとに奨学金制度を一体的に運用することとしております。その協定の中で、養成医師のキャリア形成を図るために、通算で6年間を限度といたしまして、その対象施設以外におきまして、例えば大学院での学位取得や専門医取得などのための後期研修を受けることができることとしております。また、医療局に県立病院勤務経験者であります医師支援調整監を配置いたしまして、キャリア形成に向けた助言を行うなどのキャリア形成支援を行っているところでございます。

このような中で、今年度初めて配置調整となりました地域枠1期生を含みます31名の奨学金養成医師のうち15名につきましては、学位取得のための大学院進学など、義務履行中の猶予期間を活用しまして、医師としてのキャリア形成を図っているところでございます。また、養成医師の円滑な配置を行うためには、委員御指摘のとおり、養成医師のキャリア形成を図りながら、中小病院を含む公的医療機関への配置調整を進めていくことが課題でありますことから、岩手医科大学からも3名の方が委員となっていてございます配置調整会議におきまして、今後も引き続き検討していくこととしております。

○福井せいじ委員 今の制度の内容やその目的に応じた義務履行のシステムについては理解しました。しかし私は、まず今の医師不足の地域に対する手当ても必要だとは思いますが、将来を見据えた場合、やはり今後は専門医の育成も必要になってくると考えます。そのような意味では、大学院等の専門研修を行う期間を早目に設定することも必要ではないかと思うわけでありまして、このようなことも配慮しながら、今後義務履行期間の仕組みを改革する必要もあるのではないかと考えています。

例えば大学院での専門研修等で医局に入った場合には、医局から逆に公的医療機関にドクターを派遣する等の代替措置などをとりながら、現在の医師不足の地域に対する手当てを行うことも考えられるのではないかと思うのでありますが、野原副部長兼医療政策室長、その点はいかがでしょう。

○野原副部長兼医療政策室長 例えば大学病院も高度先進医療という形で県民の医療の質の向上に大きく寄与しておりますし、また政策的な医療を担う民間病院もありまして、そうした医療機関における勤務等の期間を義務履行の期間に含めてはどうかというような声があるということは私どもも承知はしてございます。一方で、先ほど医務課長から御答弁させていただいたとおり、この三つの奨学金制度のそもそもの目的として、県立病院、

市町村立病院、国民健康保険診療所等の公的医療機関の医師の確保、また公的医療機関が非常に多い岩手県では特に地域偏在があることから、深刻な医師不足と地域偏在の解消とすることを目的に、県民の理解をいただいて、他県に比べまして極めて多額の公費を投入してこの制度を運用していると理解をしてございます。

公的医療機関以外の医療機関を義務履行施設に含めるかということにつきましては、一部の救命救急センター等の専門的な医療機関については認めているところでございますが、大学病院もしくは大学院を含めるかどうかということにつきましては、地域偏在の解消に関してやはり若干おくれが出ることへの懸念がございまして、そのようなことも十分に考慮しながら検討する必要があるものと考えてございます。大学院を含める場合、例えば専門医取得のための研修と大学院進学についてどのように整合をとるのか。また、現行の制度のほかに、以前の制度による奨学生や自治医科大学生の運用もございまして、既存の奨学金制度の採用者との制度上の公平性などについても、十分に慎重に検討していく必要があるものと考えてございます。

また、代替措置として大学医局から派遣をしていただくということについても、今の地域医療の現状を率直に申しますと、いわゆる医局人事として大学から医師を派遣していただくよう何とかお願いしております、この10年間で、初期臨床研修を行うような中核病院に関しては大学からの人事派遣はございますが、200床以下の中小規模の医療機関に関しましては、大学医局からの中長期的人事派遣がかなり厳しく、医師確保が非常に難しい状況です。一方で、大学も高度専門医療を担っております、そのための医師を育てることが大きな使命ですので、実効性ある施策として中小の医療機関への医師派遣を確実に行えるかということについては、現時点では、大学からも十分お話を伺いながら慎重に検討していくことが必要ではないかと考えているところであります。

いずれこの問題に関しましては、医療関係者や県民からの期待も含めたさまざまな声もございまして、4者から成る配置調整会議において、委員として参加する大学教授等の御意見も伺いながら、県民の期待に応えるような配置調整を進めていきたいと考えてございます。

○福井せいじ委員 先ほどの課長や副部長の答弁には理解するところも多く、そのような考え方もありますし、さまざまな方法もあると思うのですが、いずれ私は、この奨学金の制度を長い目で見た場合に何が必要になってくるのかという視点も含めて、随時考え直すことも必要だろうと思っておりますし、大学での研修等を義務履行期間に入れた場合の代替措置の医師派遣についても、さまざまな契約を結びながら、中小規模の公的医療機関に奨学生が行くばかりではなく、奨学生が大学に入るかわりにしっかりとしたドクターを派遣していただくということも、地域医療を支える仕組みの一つになるのではないかと考えます。今後も義務履行期間や奨学生制度の仕組みについて、さまざまな方面から検討していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○千葉絢子委員 私からは、子育て支援員研修制度についてお伺いをしたいと思っております。

保育ニーズが高まる一方で、保育士等の不足により、平成 27 年度から研修を受けた人を対象に子育て支援員として認定する制度が始まっています。子育て支援員とは、皆さん御承知のとおり育児経験や職業経験など多様な経験があること、また地域での子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する人に関しては門戸を広く開いている認定制度なのですけれども、現にそのような職業に従事している人という条件を満たし、20 時間程度の研修を受講し認定を受ければ、保育所や放課後児童クラブなどでの補助員として働くことができるというものです。去年の 5 月 21 日付で、厚生労働省より各都道府県知事宛てに、この研修事業の円滑な実施を求める通知文書が出されているのですけれども、この 1 年間の岩手県としての取り組み状況をお伺いします。

また、県内ではどこがこの研修事業者の指定を受けていて、この 1 年間にどれぐらいの支援員の方が認定を受けたかというところをお聞きしたいと思います。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 今千葉委員から御説明のありましたとおり、子育て支援員につきましては、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の本格実施に当たり創設されたものでございまして、市町村が認可する地域型保育事業である小規模保育事業あるいは家庭保育事業、事業所内保育事業等に従事することが想定されております。この子育て支援員の研修につきましては、県または市町村が研修の主体となることが想定されておりますが、子育て支援新制度の本格実施に当たりまして、市町村の地域型保育事業の今後の実施計画を調査した結果、子育て支援員研修の修了が従事要件とされている事業に必要な職員数は確保されているとの判断から、特に県主体の研修は実施していないところでございます。

今年度の市町村の状況につきましては、盛岡市、北上市、奥州市、一関市、遠野市、八幡平市の六つの市で実施する予定となっております。

これまでの研修修了生の数につきましては把握をしておりますが、例えば今年度実施する予定の盛岡市の計画書を見ますと、大体定員が 30 名で研修を実施する予定であると同っております。

○千葉絢子委員 まず、市町村での子育て支援員研修の修了が従事要件とされている事業に必要な人員は十分ということで、県主体の研修は実施していないという御答弁でしたけれども、この実施主体について他県の事例等を見ますと、仙台市などの政令指定都市を除いては、山形県も宮城県も、基本的には各都道府県の名において、その都道府県に在住している人を対象に都道府県が音頭をとって実施しているようです。県民からは、研修を受けたいと県に問い合わせれば市町村の管轄だと言われ、市町村に問い合わせればそれは県の管轄ですということで、困っているという声が実際に寄せられています。

岩手県としては、子育て支援員の研修の実施主体についてどのように認識しているのか、また、今後どのような研修のあり方が望ましいのか、方針をお伺いしたいと思います。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い創設された地域型保育事業は、年々広がりを見せているところでございます。例えば

小規模保育事業につきましては、平成 27 年度には 10 カ所でしたが、平成 28 年度は 20 カ所というぐあいにふえてきておりまして、これに伴い、市町村において研修を実施するところもふえてきているという状況になっております。今年度は六つの市で研修を実施する予定であると先ほど御答弁させていただきましたが、このうち遠野市と八幡平市におきましては、まだ事業は実施しておりませんが、今後事業実施を予定していることから、先に研修を実施すると伺っております。このような形で、市町村が自分のところで地域型保育事業を実施したいということで、それに向けて既に研修の準備を進めているような状況でございますので、県と市町村との役割分担につきましては、まずはこのような市町村の動きを見守っていきたいと思っております。

ただ、今後、例えば市ではなく、要は小さな町村部等で、自分たちではなかなか研修が実施できないようなところから、今後このような地域型保育事業に取り組みたいということで要望等が出てきた場合につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

○千葉絢子委員 今の課長の御答弁では、小規模保育、地域型保育が前提ということでしたけれども、ただこの厚生労働省からの通知は 41 ページ編成でございまして、必ずしも小規模保育というようなところに限ったものではないと私は読み取りました。

放課後児童コースの実施主体につきましては、厚生労働省の通知から抜粋したのですが、原則として都道府県または都道府県知事の指定した研修事業者とし、都道府県知事が子育て支援員研修事業を適切に実施できると認める市町村や民間団体に委託できるものとするということで、やはり県がリーダーシップをとって指定をしてくださいというような中身に読み取れるのです。また、その地域の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すべしというふうに書かれているわけです。今回のような国からの通知につきましては、市町村に急にリーダーシップをとるように期待しても、例えば職員の限られた人員数や知識、スキルなどを考慮すれば、やはり県が方針を示して、市町村によって対応がまちまちにならないよう制度を設計して、まとめていく役割が期待されているというように私は感じております。

地域によっても偏重がないか、例えば奥州地域には 2 カ所あるけれども、盛岡市には 1 カ所しかないとか、沿岸部には全くないというようなことがあれば、実際に支援員になりたいという人たちが研修を受けるに当たって、非常に不便であることも十分考えられるわけです。子育て支援員の制度に限らず、市町村からの問い合わせややりとりをもとに、取り組み事例を積み上げて県の計画にしていくというような手法が時々とられているようなのですが、このように、1 年たっても一体何人の方が支援員に認定されたかもわからないというような、明らかに現場が迷っているというような場合は、やはり市町村の意見を集約した上で県がリーダーシップをとって、研修事業者を積極的に指定するとか、現場に県の考え方や指示が行き渡りやすいような仕組みづくりをぜひお願いしたいと思っておりますが、このことについてどうお考えかお聞かせください。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 今千葉委員のほうから放課後児童クラブの放課後

児童コースについてのお話がありました。この放課後児童クラブにつきましても、この間の制度改正により、事業所ごとに2人の放課後児童支援員を置かなければならず、放課後児童支援員2人のうち1人は補助員でも可能という形になっておりまして、もともと置かなければならない放課後児童支援員につきましては養成するという形になっておりますが、補助員につきましては、先ほど千葉委員からもお話のあったとおり、研修の放課後児童コースを受けた方でもなることができるという制度でございます。放課後児童クラブは県内どこの市町村にもありますし、それぞれの小学校に一つ以上の設置を目指しているということもありますので、放課後児童支援員に対する研修につきましては、全て県で実施しているというような状況になっております。

この放課後児童支援員の研修につきましては、例えば放課後児童クラブを置くことのできない小さな小学校等では、放課後子ども教室というものを置いておりますけれども、これを所管しております教育委員会とも連携をいたしまして、平成27年度、平成28年度の2年間とも研修を実施しております。これは、四つの広域振興局ごとの単位で実施し、各圏域で毎年大体100人程度養成することとしておりまして、今年度も400人を養成するという計画で進めているところでございます。

このような形で県のほうでは研修を実施しておりますし、市町村が実施主体になる部分については市町村にお願いするというような分担等もあるということで、いろいろ検討しながら進めておるところでございますので、今後もそのような市町村の意見等を聞きながら、やはり要望がかなり強いということであれば、その辺については今後検討してまいりたいと思っております。

○千葉絢子委員 市町村にお任せするというか、市町村が独自にこのような制度をつくるということは、基本的にはその市町村に住んでいる人たちが対象になるわけですね。だとすると、各市町村の人たちが押しなべて行けるようにするには、県内33カ所にこの施設をつくらなければいけないという計算になるではないですか。そうだとすると効率的にはよくないのかと思いますし、やはりその地域ごとに県が指定をして、そこの地区に住んでいる人であれば、例えば両磐地域であれば平泉町の方でも一関市の研修施設に行けば資格を取得できるとか、盛岡市の施設には矢巾町などその周辺からも来られるというような形での研修施設のつくり方をしたほうが、各市町村ごとに計画を立てて実施するよりもはるかに効率がよく、はるかに統一的な研修が受けられるのではないかと思うわけです。

市町村によってどんな研修をするかということも、基準がまちまちになるような気がいたしまして、ある程度のガイドラインは県のほうでつくって市町村にお示しをしたほうが、もしかすると市町村はやりやすいのではないかと思っているのですが、やはり市町村からの意見が上がってくるのをお待ちになるのでしょうか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 委員から今御指摘があった部分につきまして基本のお話を申し上げますと、子育て支援員の制度につきましては地域型の保育事業でございますので、まず保育士を置くことが原則となっております。その保育士を置けない場合

に、一定の範囲内でこのような子育て支援員をかわりに置くことができるということでございますので、まず保育士を置くことができるかどうか、そのようなところを県としてもいろいろ調査しながら進めているところでございます。

その保育士が足りない部分については、まずは保育士の養成が基本となりますが、それで足りない部分についてはこの子育て支援員を養成するというところで、各市町村のほうでその実態に応じながら取り組んでいただいているというところだと思いますので、何回も繰り返しになって恐縮でございますけれども、まずは保育実施主体であるそれぞれの市町村等で進めていただいて、市町村とはいろいろ意見交換等はしておりますけれども、やはりどうしても県による研修等が必要だということで要請が寄せられるということであれば、それについても検討してみたいと思っておりますし、今委員からお話もございましたので、そういう点につきまして市町村の意向等も確認していきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 私からは2次救急医療体制についてお伺いしたいと思います。

一般質問でも取り上げさせていただきましたが、その中の答弁で、2次救急医療機関を診療時間外に受診する救急患者の約8割が入院を必要としない軽症患者で、そのうち圏域の基幹病院を受診する方が7割以上ということでした。県はこのような偏りが生まれる原因をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○高橋地域医療推進課長 今佐々木委員が述べたように、2次医療圏の基幹病院に患者が集中しているという状況でございます。これは、大きな病院を受診したいという患者自身の意向があるということもありますし、2次救急の輪番制は各圏域ごとに、その圏域の関係者で集まって協議して、年間の救急の当番回数等を決めて対応しているわけですが、やはりその中で圏域の基幹病院が担う回数も多くなっておりまして、なかなかその分担が進んでいないというところもあるかと思っております。

それから、沿岸地域などの圏域によっては、輪番制をとるにしても医療機関数が少ないために、2カ所で輪番を行うというようなことがありまして、結局その地域の基幹病院である県立病院に患者が集中してしまうという実態もあるかと思っております。

○佐々木朋和委員 地域の中で救急を受けられる病院が基幹病院しかないということも、基幹病院に輪番の回数が多く回ってくるということもそのとおりでと思うのですが、最初におっしゃったように、患者が安心だからということで県立の基幹病院の受診を希望することについては、やはりどうなのかと思うわけでありまして。患者としては安心かもしれないですが、結局は専門医のいないところに行って、ではもう一回朝に来てくださいということになったり、また医師の負担にもつながってくるわけで、やはり救急隊の方々と総務部と一緒にルールづくりをしなければいけないのではないかと思うわけですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○高橋地域医療推進課長 ルールづくりということでございますけれども、2次医療圏ごとに2次救急病院の輪番体制の連絡会議というものを開催しておりまして、これは保健所も入っておりますし、市町村も消防関係者も構成団体に入っております。それから、行政

が主体となっている地域のメディカルコントロール協議会というものもございまして、医師会や保健所、消防関係者や救急病院などの関係者が集まる協議の場でございます。

このような協議の場の中で課題が共有、認識され、なかなか問題が解消されない部分もあるかと思いますが、協議をされているところだと思います。

○佐々木朋和委員 そのような場で協議されながらもなかなかルールが決まらないのは、どういうことなのでしょう。私は、現場の判断も大事だと思うのですが、やはりお互いにメリット、デメリットがあるところですから、現場ではなかなか決めきれない部分もあるかと思うのです。そのような場合はやはり県のほうで、岩手県としてはこのような考え方なのだという、ある程度のガイドラインを示すようなことも必要だと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○高橋地域医療推進課長 ルールづくりはされているというように認識しております。圏域の2次救急病院の輪番体制の連絡会議やメディカルコントロール協議会の中では、例えば救急患者を搬送するときに、どのような症状の患者であればどういう病院にというような具体のルールづくりはされているというように伺っております。ただ、今おっしゃったように、受診しても入院を要しないで、その日のうちに帰宅されるような軽症の患者がたくさんいらっしゃるということに関しましては、やはり適正受診に係る県民の方々への意識啓発を引き続き行っていくことが必要かと思っています。

○佐々木朋和委員 では、ルールはつくられているのだけれども、それがなかなか守られていないということですか。

○高橋地域医療推進課長 守られていないというか、それぞれの救急隊はきちんと認識しているとは思うのですが、実際の場面では、患者の御意向や御家族の御意向等を踏まえて搬送するようなこともあるのではないかと考えております。また、基幹病院以外の当番の病院では治療ができないような症状の方については、やはり基幹病院に搬送されるというようなこともあるでしょうし、ケース・バイ・ケースということでしょうけれども、やはり実態として基幹病院の受診が多くなっているのではないかと考えております。

○佐々木朋和委員 ケース・バイ・ケースということはあるのでしょうけれども、課長も今のままでいいとは思っていないと思いますので、さらなる分析をお願いしたいと思います。また、保健所も現場に入って取り組んでいるようですが、保健所の機能を強化しようとしてもなかなか予算がつかず大変だという話も出ておりますし、県立病院の医師にも負担がかかっております。今後奨学金によって養成された医師が現場に行き着くまで、今の状態を維持していかなければならないところにあっては、よりそのような部分についても目を向けて取り組んでいただくよう、よろしくお願いをしたいと思います。

○千田美津子委員 児童虐待について、きのうの本会議一般質問でもお聞きしましたが、確認できなかったことがありますので改めてお伺いいたします。今回、児童福祉法の改正によって児童相談所での児童虐待対応が非常にふえているということで、市町村にもこれまで以上の役割を担ってもらおうということが今度の法改正の大きな柱の一つなのですが、

現実に市町村に聞いてみますと、臨時的な対応であったり、業務を幾つも兼務している職員が対応していたりと、頑張っているのですけれども非常に心細い状況にあるようなのです。財政的に余裕があれば、本当は専門の職員を置きたいということが現実のようです。今回の一部改正ではそのような市町村の職員体制についての国の補助はないと私は思っていましたけれども、今後の市町村の対応について、県はどのように見ていらっしゃるのか。

それから、私は市町村との役割分担はいいと思うのですけれども、やはり切れ目のない相談体制をつくるという点では、県の主導が本当に大事であると思います。この点から、児童心理司、児童福祉司をもっと増やしていくことがやはり必要であると思いますし、そのような方向にあるということはきのうの一般質問の答弁でもお聞きしましたが、現実的には来年度どのくらいの職員増を見ているのか、この点をお伺いいたします。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 児童虐待についてのお尋ねでございますが、委員から御指摘がありましたとおり、先般児童福祉法が改正されたことに伴いまして、国、都道府県、それから市町村の役割と責務が新たに明確化されたところでございます。児童虐待につきましては、これまでも何回か取り組みの拡大等が行われてきておりまして、市町村の責務がだんだん強く出てきているような流れになってきているところでございます。今後市町村において、そのような責務等に応じた取り組みの拡大が図られるということで、平成29年度の国の概算要求におきましては新規拡充項目といたしまして、市町村において児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図るための補助ですとか、児童相談所からの委託等で在宅での児童支援が適切に行われるよう市町村にスーパーバイザーを配置するための補助、あるいは市町村に置かれる要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が研修を受講する間の代替職員やその当該専門職、市町村にもこのような専門職を置いて取り組みを拡大することにされておりますが、これらの専門職にアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等を配置するための補助等が盛り込まれているところでございます。このようなことにつきましては市町村にも情報提供を行いながら、また、どのような形で体制を拡大していくかにつきましては、市町村のほうとも協議をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

2点目のお尋ねでございます相談体制の対応の強化につきましては、検討を進めている最中でございます。児童福祉法の改正に伴いまして、今後の児童福祉士等の配置数等の拡大が盛り込まれておりますので、それを基本として、内部等で協議をさせていただきながら、今後それらに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○千田美津子委員 市町村への支援が全くないわけではなく、いろいろとメニューはあるというようにお聞きしましたが、ただ先ほども言ったように、市町村は手薄な体制で実際に勤務する中で、いろいろとメニューはあれど、本当に新しい専任の体制になるのかという不安があるので、やはりその部分は県がリーダーシップをとって、切れ目のない支援ができるようにこれからもお願いをしたいと思います。

それから、二つ目の児童心理司、児童福祉司の増員についてですが、私はどこの児童相

談所を見ても大変な状況であると感じました。ですから、現在はもはやこれから検討するような状況ではなく、何人確保するという要求をするべき段階ではないかと思います。現実問題、ことしは職員がふえたと聞いて非常に喜んだのですが、産休等もありまして、それはやむを得ないのですが、児童虐待の件数がふえているとすれば、それに見合った体制をきちんとつくっていくことが県政の大きな課題となると思いますので、体制が後退しないように、担当部としては余り遠慮せずに、きちんと現場の声を伝えることが必要ではないかと思います。

もう一つ、児童虐待に関連して、里親支援についてお伺いします。レスパイトケアやアドバイザーなど、さまざまな里親への支援があることはわかりますが、里親支援に取り組んでいる方々からは、これらの支援をもっと広げる必要があるとか、研修はあるけれども、もっと自分たちの話を聞いてほしいとか、あるいは市町村も含めた財政的な支援をもっと必要であるというような声が強いです。これについてはぜひ応えていただきたいと思うのですが、その点お伺いをいたします。

○**後藤子ども子育て支援課総括課長** まず、市町村の体制の関係でございますけれども、市町村に対する支援といたしましては、8月末に担当者会議を開きまして、今回の児童福祉法の改正内容等について情報提供すると同時に意見交換を行い、その際に市町村からもいろいろと意見をいただいたところでございます。確かに市町村のほうからは、なかなか体制強化が難しいというふうなお話等もいただいておりますけれども、いずれ制度がこのようになるということはお伝えしておりますので、委員のほうからもお話がありましたとおり、なかなか難しい点はございますが、県と市町村とが連携しながら一体となって、体制の強化について取り組んでまいりたいと思っております。

次に、児童相談所の体制強化につきましては、いずれ遠慮せずにとということで委員から御意見もございましたので、そのような点も念頭に置きながら今後取り組んでまいりたいと考えております。

それから、里親支援の関係についてでございますけれども、確かに里親についてはさらに今後もその周知を図りまして、里親になる方をまずふやしていくということが、里親への委託を促進することにつながるのであろうと思っております。里親につきましては、特に昨年度の平成27年度、ちょうどテレビ番組での放映等がされた関係もありまして、大分里親になる方がふえたということもございますので、新たに里親になった方に対する研修等も行いながら、この里親への委託をふやす、要は家庭的な養護が推進されるように一層取り組んでまいりたいと考えております。

○**佐々木努委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木努委員長** なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

なお、今回継続審査と決定いたしました請願陳情1件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。